

第二章 地域産業としての養蚕・製糸業

第一節 養蚕のおこりと発展

養蚕の起源

明治中期から大正、昭和時代初期にかけて、養蚕に精魂を傾けていた時期があったことも、もはや昔語りとなり、実際に蚕を飼っているのを見ることすらまれになってしまった。

わが国の養蚕の歴史については、『魏志倭人伝』に見られるように、三世紀前半の魏の使者の見聞録の形で養蚕がおこなわれていたことが知られる。即ち、「蚕桑緝績出細紵縑」（養蚕をおこなって糸を紡ぐ、カラムシや繅（絹）を産出する）とある。北九州、福岡の甕棺に副葬された銅剣に巻かれていたものや、吉野ケ里遺跡からも平絹と呼ばれる種類のものが出土している。

『古事記』や『風土記』にも蚕の記事がみえる。いずれにしても養蚕の歴史は古い。中国では紀元前三〇〇〇年ごろからとされており、ヨーロッパや日本などに三世紀ごろ伝播したものである。シルクロードは東西文化交流の遺跡でもあり、中国の物産として主に絹が、そして西アジアの金属器やガラス器などがこの道を通じて東西や地中海沿岸へ流通していたものである。

養蚕がおこなわれていたことは証明されたとしても果してどんなものであったかはよくわからない。私たちが想像

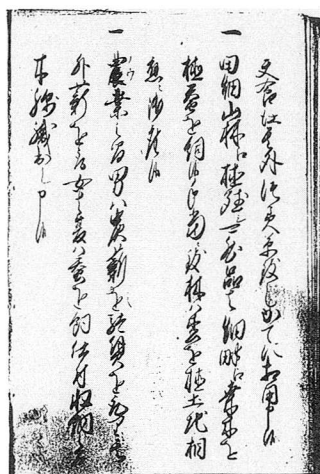


図 V-18 寛政11年の「村方様子銘細書上帳」
(横田壽光家文書)

するより原始的な、山野に野生する蚕を集め、山繭を取って糸にしていたのかも知れない。近世になってからの養蚕は、福生、熊川両村の享保期(二七六〜三三)「村明細帳」に「当村蚕少々、仕候」とある。元文元年(一七三〇)の田村半十郎家文書の中に「武蔵野新田通り農間男は 日雇稼 駄賃稼 冬向は槓切 沓草鞋作り 炭焼又所にて織出し候島中買糸綿等商ひ候者も御座候、女は農間青梅綺木綿島織其外木綿糸より仕候、又蚕沢山仕候(略)」(『近世1』3)というのがあるが、この蚕沢山仕候も当時としてはのことと、大正期などのそれと違うのは明らかである。蚕の量より蚕を飼う家が沢山あるという意味であろう。

宝暦一〇年(一七六〇)の熊川村の「村方明細帳」(石川彌八郎家文書)では、「一桑御年貢地之畑に御座候 一蚕少々仕候」(『近世1』4)とみえる。また寛政一一年(一七九九)の「村方様子銘細書上帳」(横田壽光家文書)の養蚕に関係するところは、「一田畑山林へ植殖し可然品は畑畔へ桑木を植蚕を飼候手当に致、林は松を植土地相応に御座候 一女は夏は蚕を飼仕付収納の間木綿織出し申候(略)」(『近世1』9)とあって、桑は畑の畔に植え、夏は蚕とあるが、

まだその時代は春蚕が中心で必ずしも夏蚕を意味しないと思われる。またそれまで桑は御年貢畑に植えられることは少なかったことを考えると珍しい記事といえる。

このように養蚕の記事は「村明細帳」などに各所に散見でき、いずれも畑作農業を補う域を出ていないし、まだ養蚕と製糸は分かれず、繭を売るのでなく、その家で糸を挽くのが普通であった。

「養蚕秘書」なる序文の写し（『近世3』71）が石川元八家文書としてあるが、これは信州小県郡塩尻村の塚田与右衛門により、宝暦七年にあらわされた養蚕技術指導書である。「座繰り」の普及も宝暦年間の頃という。福生あたりでもこのころから養蚕技術の修得を志向する者が出たものとみえ、このことはまた養蚕の増加を意味するものと思われる。

福生村から天保一四年（一八四三）に江川太郎左衛門代官所へ差出した「農間渡世名前書上帳」（『近世3』133）をみると、三一軒のうち糸綿、荒物機織渡世、荒物糸繭渡世、質屋地縞糸渡世、地縞糸綿売買渡世、糸繭渡世など七軒が記録されている。幕末に近くなり、養蚕の普及とともに養蚕にかかわる渡世を成長させてきたのである。

近世諸日記 の養蚕記事

二俣尾（青梅市）の名主、谷合氏の日記は元禄一年（一六九〇）より延享元年（一七四四）に至る四六年間に渡るもので、養蚕の記事も豊富にみられる。多くは桑が霜や風に当って被害を受けたこと、そのたびに上下する桑の値段、長雨により繭の乾燥ができず、うじが出たこと、そして養蚕の時期はいずれも五、六月初旬までで春蚕以外はまったくおこなわれていない。繭も天日乾燥であったことが知れよう。

田中丘隅の『百姓の四季の産』は享保年間のものだが、桑の不足したときの悲惨な有様が書かれている。農具、妻の嫁入道具、娘の衣類、夜具布団まで質に入れ、桑を買うことなどが記されている。何しろ蚕は全育成期間の最後の三日間で七〇パーセントの桑を食うといわれる。もう少しで上族（じやうぞく）するときに桑が不足すると、こうした惨（みじめ）なことがおこるわけである。蚕を捨てるか、高い桑を買うか両者の選択を迫られる。

天保五年（一八三四）の『桑都日記統編』の桑の項に「四民の田宅牆下（垣根の下）に樹（こ）うるに桑を以てし、民咸（みな）養蚕の利に依る（略）」などとある。多摩地域のみならず信州なども養蚕専用の桑畑はなおあまりみられなかった。

天保六年の「指田日記」(武蔵村山市)も養蚕の記事は豊富である。「昨今山繭を拾フ」「繭三枚ニテ金三分三朱二百五十文」「八月一日夏蚕三度出ル」など注目すべき記述がある。山繭を拾うという意味や、夏蚕の飼育されている点などである。このほか信州から蚕種屋がくることや、蚕影山信仰のこと、桑市のことなど、かなり明治、大正期の養蚕に近づいてきている。「石川家日記」(八王子市東浅川町)も旧千人同心で、享保五年から起筆され数代に渡っての諸記録であるが、養蚕については明治時代になってからの方が参考になる。幕末、慶応二年(一八六六)の「桜陰筆記」(高麗神社文書・埼玉県日高市)も霜害のため桑を痛められ、蚕の違い(不作)や高い桑を買ったなどの記事があり、農民の貧困化が、その年におこった農民一揆の要因となったように思える。

一方、養蚕の道具はどのようなものであったろうか。蚕網は享和年代(一八〇一―一〇二)より使用され始めたとの記事が享和二年但馬の国(兵庫県)の上垣守国の著わした「養蚕祕録」にある。給桑のときに網を掛け、網の上にのぼった蚕を移し、蚕糞蚕沙をとり除く作業をするためのものである。

江戸時代から明治初期まで、清涼育の場合は蚕室もあるわけではなし、座敷などで飼い、平飼いといわれるものであった。しかし『蚕飼養法記』元禄一四年(一七〇二)に上簇に吊棚を使用した記事がみられる。また「養蚕祕録」に「江州(滋賀県)では二階より縄を二筋ずつ吊り、この縄にふしのない竹を通して蚕の棚を吊り下げておき(略)」とあり、追々養蚕の進んだ地方では養蚕が立体的に飼育されるようになってきたことが知られる。

開港と養蚕

周知のように開港後の輸出の中心は茶と生糸であった。ヨーロッパでは微粒子病などの蚕病で、また中国では内乱などのため生糸が不足していた。そこで日本のものは良質で格安でもあったため国際市場で珍重されるに至ったのである。開港から五年後の元治元年(一八六四)には早くも生糸の生産は六、七割増となった

という。元治元年から明治元年（一八六〇）までの間の蚕糸類輸出高の三六パーセントが蚕種で、この五年間の平均輸出高は一四九万枚に達していた。

政府も輸出振興の立場から製糸業を奨励したし、原料はすべて日本製だから輸出はそのまま外貨の獲得に結びついていたのである。明治五年には官営の富岡製糸工場（群馬県）も創立されている。

明治八年五月五日付の「東京日日新聞」には、「日本蚕種景況」と題して次のように書かれている。即ち、

昨年（明治七年）日本蚕種横浜へ輸送したる高は一七八万三八〇枚にして、その中、日本の買入所に買入焼棄したる高は四四万八四〇〇枚なれば、外国へ輸出したる高は実に一三三万五四〇〇枚の巨額なり。横浜税関の輸出分表によれば、一三三万中八〇万枚イタリー、四三万枚フランス、五万枚アメリカ、四万四〇〇〇枚中国、残りがその他の国で六〇〇〇枚となっている

その頃の生糸の輸出先は主としてイギリス、フランスが中心で、アメリカはまだ両国の一〇分の一程度に過ぎなかった。これに対しお茶はアメリカ、イギリス、中国の順となっている。

慶応三年には蚕種の輸出価格が前年の二六倍にも暴騰し密輸出もあったが、粗製乱造もおこなわれ、粗悪品が各国の不評を買い、焼却せねばならぬような暴落の憂き目をみたのであった。その後蚕種の輸出は急速に衰え、明治一四、五年ごろには完全に輸出から姿を消すこととなる。しかし国内養蚕農家の需要を満たすため小規模な蚕種製造を兼ねる養蚕家が多数存続した。確かにわが国の輸出の本流は生糸であったが、このように蚕種輸出についてもいささかの経緯があったのである。

開港によりわが国の綿作と甘蔗栽培は没落する代り、養蚕は全国的に増大することとなった。明治二〇年代（一八七

（六）までは荒地、採草地や山畑の桑園化が進み、明治後期にかけては雑穀などを作っていた普通畑にも桑園化が広がっていった。それというのも夏秋蚕が普及したためでもある。それまでは夏蚕からとった種を利用したので蚕病も多く、桑の成育、気温など飼育に合わなかったりして蚕の違い作が多かったという。「夏秋蚕と味噌汁は当たったためがない」などといわれ、養蚕技術のうまい人でさえ、三度に一度は失敗するというほどむずかしかったのである。

開港初期あまり重要でなかったアメリカ市場が、アメリカ絹織物業の発展や横断鉄道の開通などで、日本からの生糸輸入に依存する割合が高まってくるのである。明治一八年には早くも中国産の生糸をしのぎ、アメリカが輸入する量の過半数を占めるようになった。これが生糸輸出好調の背景であり、当然国内養蚕業も一層の拡大へ向かうのである。明治一七年全国の製糸工場の数は一〇四三で、一般工場総数一九八一の五三パーセントにあたり、その製糸工場の八六パーセントまでもが農村部に農村工業として存在していた。まだ家内制手工業やマニファクチュアー段階であり、座繰製糸から器械製糸へと進んでいく。わが国の第一次産業革命は日清戦争前後の一八九〇年代に達成するのであるが、明治一七年度で職工数二〇人以下のものが七〇パーセントを占めていた。なお一〇〇人以上の製糸工場は、わずかに二パーセントに過ぎない二一のみであったという（『日本経済史大系6』）。また動力は水力利用が七〇パーセント、人力二四パーセント、蒸気を利用していたのは一五工場のみであったとされる。

生糸生産高二万貫（約八〇トン）以上をもつ県は長野・岐阜・山梨・神奈川・山形・福島・埼玉・滋賀・群馬の各県であったが、なお座繰製糸も相当あったのである。

第二節 森田製糸工場の盛衰

森田製糸工場の 明治一〇年（一八七）代から二〇年代にかけてのわが国の製糸業は、養蚕業と表裏一体となつてお創立と労働事情 り、政府の勸業政策、輸出の順調な伸びと相まっていた。こうした背景にあつて、明治六年森田

製糸所は熊川村七二四番地に森田浪吉によつて創業、同一三年に拡張しこの地方でも先端をいく一二〇人取の器械製糸所となつた。これより前、浪吉は明治七年座繰五〇釜をもつて製糸し、これを横浜に送り売却していた。輸出業者と直接取引することにより、製糸業の有利性を察知したのであらう。『東京都蚕糸業史』の年表を見るかぎり、この明治六年の浪吉による製糸所が東京府では最初である。

すでに八王子は各地からの生糸、織物の集散地、機業地となつており、生糸改会社も明治六年には設置され、鑓水商人が活躍していた。県令の野村靖が八王子にきて糸繭商に製糸所創立を勧告していたという。これは明治九年のことであり、この年、生糸改会社は八王子生糸検査所と改称されている。そして拝島村には島田成徳により五〇人繰の製糸所が開所し、翌一〇年には八王子の萩原彦七が三六人取製糸所を、同じく田代林之助が西長沼に三二人取を開所している。多摩地域のみならず明治一〇年代初頭の製糸所創立は全国的にみても早い時期のものなのである。

この地区でこれにつぐものは、福生村の笹本八十次郎による明治一八年創業の笹本製糸、同二年熊川村の森田治作による山八製糸、森田周蔵による山周製糸があげられる。森田製糸工場は明治二三年さらに工場施設を拡張している。



図 V-19 「森田製糸所」 全景（森田豊家蔵）

森田製糸所に関する森田家の資料はきわめて豊富に保存されている。その中から明治二七年（一八九四）四月調べの「職工調査表」により森田製糸工場の労働事情を概観してみたい。

明治二四～二六年とも資本金は二万円で、二四年の経費総額は三万五四〇〇円、収入総額は四万三〇〇〇円とあり七六〇〇円の利益をあげている。同じく二五年度は三万四三〇〇円に四万二〇〇〇円の収入。二六年度は三万二〇五

〇円に四万〇〇五〇円でこの年度は八〇〇〇円の利益となっている。この当時の貨幣価値からすれば相当のものであったといえよう。またその頃の女工一日の賃金が、一〇銭から三五銭ほどであったことから推定できる。

職工数は延で二四年度男工四〇五〇人、女工八万〇〇五〇人と記しており、男工一三人、女工二七〇人が三〇〇日間就業したという大まかな計算数字のようである。工場の製品である生糸は二四～二六年度とも一万斤（約六トン）ずつで、代価は四万三〇〇〇円、四万二〇〇〇円、四万〇〇五〇円となっている。明治二七年度では男子職工一八名で、女子二七一名中、一三～一六歳は八四名、一七歳以上一八七名でほとんどが二〇歳前後の独身者で、既婚者は男子四名、女子二名のみで、男子五名は自宅から通勤していたが、残りはすべて工場内の寄宿生活である。

就業時間は普通一四時間、最長一五時間と服務規程にあり、休業日は

毎月一回、ただし臨時休業もある。この中に休息時間も含まれているものと思われるが、それにしても一四時間は午前六時に就業しても午後八時までとなる。寄宿舎住いは遠方からの就職者が多かったことはもちろんだが、工場側とすれば起床、就寝、欠勤防止、はては他工場からの引抜きや、逃亡の防止にもなり、取締上好都合であった。この労働時間の長さは当時としてはまったく平均的なものである。日本の製糸業では明治三十四年度で最長一五時間、最短八時間、中位一時間三〇分という（山本潔『日本の賃金労働時間』）。羽村市にあった西玉社製糸工場では昭和六年（一九三三）のころ、午前六時就業で起床のサイレンは四時三〇分に鳴っていた。森田製糸工場においてもそれに似たようなものであろう。

総数二八九名中一三二名は他県からの就職者で、東京府内としても南多摩郡や西多摩郡でも山村地域の人が多かった。また小学校を卒業した者は男女合わせてもわずか二一名に過ぎず、ほかは小学校も出ていなかったのである。卒業せざるも普通の算筆を弁ずる者は一九二名で、残り七六名は十分には字の読み書きもできなかったことになろう。当時としては女子に教育をつけるという風潮は農村部には乏しく、また貧しければ家の手助けとして若年にして働きに出たのである。それが親孝行と信じられていたのであった。

森田製糸工場 の服務規程

「第一条 当場ハ毎年二月開場シ十二月閉場スルヲ以テ恒例トス」と規程は始まる。一月は厳寒のため製糸が困難なので休業するという。『片倉製糸二十年誌』にも明治三四年（一九〇二）調の製糸労働調査報告抜萃がのっているが、そこでは春挽、夏挽の二期で春は三月下旬から五月中旬までの約五〇日間、夏は六月下旬から一二月下旬まで。途中四日間のお盆休みがあり、およそ一七〇日、年間計二二〇日ほど操業する。休業期間が長いのはやはり厳寒のためであろう。



図 V-20 糸繰り作業（森田製糸所 大正14年8月17日）
（小峯正平家蔵 五日市町）

森田製糸所の資料の中に毎年更改されるおびただし枚数の契約書が保存されている。そのすべて自筆と思われるものは少なく、ほぼ同一人の達筆な墨書によって代筆されており、認印だけ押したようである。この契約更改は大体三月中に毎年おこなわれた。工女募集も各府県知事の許可書が必要であり、それを持って担当者が各家庭を訪問して

更改をする。手拭一本に少々の手みやげ、不幸などあった家庭には見舞金まで用意された。山梨県下を中心に、相模方面が多かった。第一次世界大戦中の大正期、工女が不足し募集に大変苦労した様子も、募集員が森田本店御主人様宛として出した現地からの手紙でわかる。

拝啓昨日村木愛助殿帰場に付委細申上致タシ度様申上置候しが、本年は是迄になき悪説苦戦にて心痛致居候、尤も當場のみならず武州方面の製糸家は皆苦戦致居候へ共、其内にも本店の悪説非常に高まり居候故実に困難致候、昨年度は本日頃迄には既に七八分ハ契約に相成候も、本年ハ漸く契約済のもの三十名前後にして東部優等にして契約済のものは（氏名他略）。八代方面も塩山付近も初鹿野方面皆不応の状態にて、百名の工女を募集するには中々困難の様見受けられ候、西部の様子を聞知するに同様困難との事に付或は武相へ少しく手を延す方勝利かと愚考仕候（略）

参
銭

契
約
書



図 V-21 旧森田製糸の再繰工場（この建物は、昭和8年の火災にも類焼を免れ最後の片倉自転車工業まで使用された）（平成3年撮影）

このように各工場の募集員が入り乱れ、相手工場の悪説を流し、自社への工女獲得に奔走している。

またときには工女の契約解約請求書が送付されてきたこともあった。

（略）右之者ニ対スル製糸工女雇入契約之儀ハ、親権行使者及戸主タル拙者之不在中、婦女子ヲ教唆シ拙者之実印ヲ押捺セシメタルハ不当ノ契約ニ付手付金拾五円也西島局為換ヲ以テ御送付申上候ニ付御受取相成度請求候也。

大正五年一月廿七日 山梨県南巨摩郡西島村 氏 名 印

工女争奪戦のすさまじさを示すものであろう。なお工女契約書の文面は多少年代により異なる点もあるが、ここに明治四一年のものをあげてみる。

甲斐国東山梨郡初鹿野村大字古部第 番地

戸主 氏 名 印

本人 氏 名

明治 年 月 日 生

右者今般貴所へ工女ニ被雇候ニ付テハ左ノ事項約定候事

一 雇期限ハ明治四十壹年壹月 日ヨリ明治同年拾貳月卅日迄滿壹年トシ、給料ノ前借トシテ今回金拾円也借

用仕候処確實也、然ル上ハ貴所ノ御家則ヲ遵守シ、品行相慎ミ専ラ業務ニ勉強可仕候、又後來都合上本人ヨリ借用申出候節ハ、貴所ノ御見込ヲ以テ適宜御貸与被下度、此金ハ約定年限中給料ヲ以テ御計算可被下候、尤モ不足相生シ候節ハ、現金ヲ以テ直チニ返金仕決シテ貴所へ御損耗相掛申間敷候事

二 契約年限中貴殿ノ營業ヲ妨害スルノ目的ヲ以テ、他ヲ教唆シ同盟罷工ヲ為シタルトキハ、其損害トシテ罷業尅時間金五円ノ割ヲ以テ弁償可致候事

三 約定年限中逃亡又ハ他ノ工場へ転動スルトキハ其事実発顕後拾日以内ニ違約損害金拾五円也弁償可仕候事

四 前各項ノ契約義務ヲ果サスシテ後日訴訟ニ及ヒ候節ハ東京地方裁判所八王子支所ノ命令相請ケル事ヲ承諾候事

五 本契約ニ対シ保証人ハ本人ト共ニ連帶無限ノ責任ヲ負フ事ヲ承諾候事

右契約ニ対シ後日異議等申間敷因テ保証人連署如件

明治四十壹年四月十五日

右本人 氏 名

保証人同父 氏 名

甲斐国東山梨郡初鹿野村大字水野田 番地

保証人 氏 名 印

東京府西多摩郡熊川村七百貳拾四番地
森田 退蔵 殿

長野県の片倉製糸でも同様の契約書をとるが、諏訪湖の付近には製糸工場が多く、工女が不足がちで、中には二重三重の約束をし不履行のおそれがあるので、契約書を取結ぶのだといっている。

労働時間と賃金 工女取締規則の第一章服務規程の第三条、就業時間については前に触れたが、最長一五時間と、とにかく長い。現在の社会でわが国にも週休二日制がようやく定着しかけており、官公庁もこれを実施し、

労働時間短縮の目標をかかげその方向に進んできてはいる。しかしなお欧米先進諸国に比すればかなりの差が残っている。明治時代の労働問題はどのような方向であったのか。契約書の中に見られる同盟罷工についての損害賠償一つとてよくわかる。これは森田製糸所が悪条件であったのではなく、当時のわが国全体に共通するものであった。

取締規則の第二章は給料についてである。

升挽工女は糸量百匁につき一等三五銭、二等三〇銭、三等二五銭、四等二〇銭、五等一五銭、六等一〇銭で、その他の職種についても能率給であった。明治二七年の職工調査表では最高二三銭、最低一六銭とある。さきにみたように明治二六年の賃金関係では男工延四〇五〇人、女工八万〇〇五〇人、計八万四一〇〇人に五四〇〇円が職工俸給として支払われたとしているので、これを単純に割ってみると一人一日六銭あまりにしかなくていい。大ざっぱな報告書とみられ、実際には最低六等の一〇銭よりさらに能率の悪い職工が多数を占めていたことになるのであろう。ただし、賞与として業務に勉勵する者に勉勵賞や皆勤賞、半期賞、一年賞、永勤賞などの特別賞があった。また満期解

表 V-6 職種別女工日額の賃銭

職 種	製糸業									
	月 雇	年 雇	月 雇	年 雇	月 雇	年 雇	月 雇	年 雇	月 雇	年 雇
最高	23 銭	17	14	20	15	12	14	15	20	60
最低	16 銭	12	11	15	12	11	15	12	11	50

(森田製糸工場)

雇のときは、その職工の成績により金銭または衣類などが給せられている。

また、ほとんどが寄宿生活で、その費用は家賃一〇銭、飲食料二円、被服料五〇銭、計二円六〇銭を一月の生計費として見積られ、この二円六〇銭を賃金に加えると一人一日一五銭あまりとなり、平均で五等の糸を挽く者になるう。

工女取締規則一六条には「當場半年季年雇月雇工女ニ係ハラス其食料ハ総テ無代価トス。第十七条 月雇年雇工女中虚病ヲ為シ欠勤シタルトキハ其ノ時日ニ限り其ノ食料ヲ徴収スルコトアルベシ」とある。無代価としておきながら実際には徴収していた計算になってしまう。

明治三八年(一九〇五)の長野の片倉製糸でも食料は雇主持とあるが実際はどのようであつたろうか。賃金は一日分工男上で八〇銭、中五〇銭、下一八銭、工女は上五〇銭、中三〇銭、下一〇銭となつていた。さらにその内容は工女一日春挽平均一五銭、夏挽二四銭、最高五〇銭、最低一三銭とある。夏挽の方が労働時間が長いので平均が高いのは当然である。

一日一四、五時間も働き、月雇の者には時間延長の割増賃金もない能率給であり、月給制ではなかった。関西の紡績一六工場の調査で、女工の日給は二〇〇三〇銭未満四四・一パーセント、一五〇二〇銭未満二七・四パーセント、一〇〇一五銭未満一四・六パーセント。これだけで八六・一パーセントとなつていたので、わが国の平均的な賃金はこの辺にあつたものと思われる。

能率を上げれば賃金が増えるわけだから、少しでも増やそうと無理をする。疲

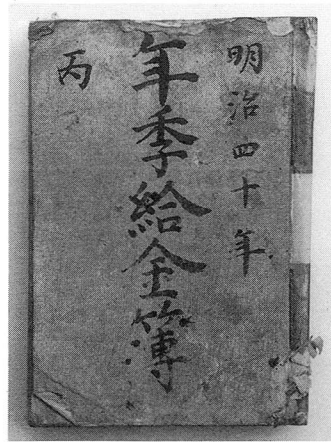


図 V-22 「年季給金簿」(明治40年
森田豊家文書)

とになろう。

金銭の前貸と貯金、食事と傷病

職工は甲種(年雇、年季)乙種(月雇)の二種があり、甲種にはすべて前貸が制度化されていた。年季中理由なく退場するときは貸金は勿論、伝習料を徴収し、もし弁済できないときは裁判にかけるという。乙種には一切前貸はしないが特例も認めていたようである。明治二十七年のこの工場調査表に添付した契約書の写しには前貸の語句は入っていないが、さきにあげたとおり、明治四一年のものには成文化されている。

森田製糸には社内貯金や積立金の制度はなかった。しかしその後設けられたかどうかは不明である。明治大正期のわが国の多くの工場において、賃金から強制的に差引いて貯金させ、通帳は工場側で保管する。こうすることにより工員の逃亡や他の工場への転出を防ぐことができた。

森田製糸では前貸に中心がおかれ、貯金の余裕などあまりなかったのではあるまいか。この地方には、まだ明治二

れていても、体調が悪くても、我慢して働いたに違いない。その上「糸の質、糸目のほか、光沢、強度などについても標準を設け、減点したり出勤日数や勤続年数の多少、日常の勤務ぶりや品行など極めて複雑であった。監督のさじ加減で等級が左右されたので、監督の気に入られるようにした」という(小島健司『現代の労働問題』)。おそらく森田製糸においても、これに近いものがあったのではあるまいか。第八条升挽工女の給料は、職種別賃金をみると一〜三等に当る者がいない。要するに実状調査の回答より低い賃金であったこ



図 V-23 旧片倉自転車工場跡の熊川分水（平成3年撮影）

七年頃にはほとんど金融機関などなかったもので社内貯金制度が発足しなかったのかも知れない。田村半十郎や高崎治平などの苦心によって創設された福生信用組合も、全国的には農村部の金融機関としては早期のものであるが、それでも明治三十一年（一九〇〇）のことであった。

明治三十一年片倉製糸では「任意の預金ある時は所定の利息を付与す」とあり、また別に永年勤続貯蓄制度が設けられていた。これは本人の収入の内から出す貯金ではなく、勤続年数に応じ毎年一定の額を勤続賞として付与するが、すべて貯蓄の形をとり、いかなる事情でも他の工場へ転職するときは取消となった。契約満期円満退場のときのみ支払われた。この制度は大正一〇年退職給与金規程の制定に引継がれており、ほかにみられない一歩進んだ転職防止、或は職工の福祉策であった。

工場調査の中で、一か年間の職工欠勤日数という項目では、一日平均三人半ずつとなっており、創業以来負傷者、変死者はなしとしている。「職工中病者アルトキハ其食料ハ無代価ニシテ、仮令其病氣一ヶ月以上ニ渡ルモ之ヲ徴收セス、唯其医薬料ハ本人ノ負担トス」「業務ノ為メ負傷シタルトキハ其ノ軽重ニ依リ医師ノ診察医薬料ハ勿論相当ノ手当金ヲ給シ其ノ死ニ至ルモノハ埋葬料及遺族扶助料ヲ給与スヘシ」と規程している。

近辺にあった山田、横田、田中医院などの医薬品代、診察料金などの請求書や領収書が残っているが、その金額は少額とはいえない。健康保険制度な

どなかった時代のことであり、一度病気にかけると個人の経済的負担は大きかったに違いない。

職工間で多い病気は胃病であるという。幼年工にはいつも注意をしているが、食べ過ぎに原因があると回答している。食事の時間が短かく、完全に咀嚼^{そじやく}できない、食後の休憩時間の不足、調理法の不完全などが胃腸病の多い原因であるとする『女工哀史』（細井和喜蔵）の指摘の方が正しいであろう。片倉製糸においても食事の最後の一口などは口に入れたまま食堂を走り出し、少しでも多く糸をとるために、成績を上げるために必死になっていたという。どこかの工場にも胃腸を悪くするような条件があったものとみえる。

森田工場での食事のメニューは不明であるし、大勢で一度に食べる場合、または冬期など温かい食事がとれたのかどうかなど思いやられる。明治期にあてはまる適当な資料は見付からないが、大正七年度の森田家の雑貨帳に三月六日、白米四斗入一六俵、一七七円六〇銭。七日、台湾米六斗入七俵、一〇五円。七日、白米七俵七七円七〇銭。などと米穀購入の記録がある。三月は合計七三俵、九一七円八三銭であった。四月は七九俵で一〇九六円あまりとなり、毎月六〇〜七〇俵もの米が購入されている。野州米、東京白米、朝鮮米、また洋米と読める米や、支那米もある。いつごろから女工たちの主食が米飯となったのかは定かでないが、米の飯が食えることは、大正時代としても相当魅力的なものであったに違いない。米の飯はどんな大きな農家でさえ、この西多摩地方の畑作中心地帯では、盆と正月、その他の物日、ハレ（祭りごと）の日ぐらいしか口にしていないのが一般的な食生活であったからである。

すでにみたように、森田製糸従業員の九三パーセントは小学校も卒業していなかった。そこで希望者には習字や算術を教えたという。その結果一文字も知らなかった者が文字を理解するまでに至り、大いに効果をあげていると報告書はいう。しかし一日一五時間も働き、疲れている夜半に果して勉強に取組めたものであろうか、はなはだ疑問では

ある。群馬県の富岡製糸工場では、裁縫、手芸などの指導がおこなわれていたという。その部屋がそのまま残っている。また片倉製糸工場でも、「休業時間は工男工女とも各自任意に読書、算筆を学ばしむ。冬春休業中は教師をおき幼年を集め日課を定めて勉学およそ兩三回、修身、衛生に関する幻灯講話、演説などをおこなっている」と報告している。当時の人は厳しい労働条件の中でも、なお勉学の努力を惜しまなかったのであろう。

その他の「工女取締規則」や「服務規程」の中には次のようなものがあった。

第四条 喫飯時間休憩時間ハ日ノ長短ニ依リ伸縮スルヲ以テ一定セス、其時間ハ變更ノ都度場内へ揭示スベシ

第五条 工女就業中猥ニ其席ヲ離ルベカラズ且猥褻^{わいせつ}及雑談等堅ク禁ズ

第六条 工場内ニ於テ放哥嚙烟及飲食等堅ク禁ズ

などの規則があり、また、第三章賞与の項では

第十条 左ノ項目ニ相当スル者ハ論議ノ上褒賞及賞金ヲ付与ス

とあって、

一 業務上新ニ便益ヲ発明セシモノ

二 後進ノ指揮教導宜シキモノ

三 超宸勉勵ノモノ

四 一ヶ月皆勤ノモノ

五 半期間皆勤ノモノ

六 一ケ年間皆勤ノモノ

表 V-7 職工の勤続年数

計	通 勤		寄 宿 舎		
	女	男	女	男	
31	0	0	29	2	以半年 上
33	0	0	32	1	"一年
62	0	0	61	1	"二年
96	0	2	90	4	"三年
61	0	3	53	5	"五年
6	0	0	6	0	"十年
289	0	5	271	13	計

(森田製糸工場・明治27年4月調)

モノハ減金放逐過怠金ノ所分ヲ為スベシ」として、
(ママ)

一 上役ノ指揮ニ違背シタルモノ

二 故意ニ惡糸ヲ製造シタルモノ

三 不正ノ所業アリタルモノ

四 不業状若クハ怠惰ノモノ

五 虚病ヲ粧ヒ欠勤シタルモノ

六 懲戒ノ処分若クハ説諭訓誡ヲ受ケタルモ尚俊メサルモノ
(あまた)

と定めていて、このうちもっとも重いのは、放免と同時に過怠金を付課するという。

森田製糸工場の
設備と生産量

明治二三年(一八九〇)には工場が拡張され、二〇〇人取となった。生糸輸出の好況、それにとまなう国内養蚕業の発展、とりわけこの地方でも、従来の清涼育から温暖育に改良され、また桑園も

第十一条 左ノ項目ニ相当シタルモノ、特別永勤
賞トシテ賞金ヲ付与ス

として、五か年、七か年、九か年以上勤続の三区分で
永勤賞を出している。実際には三年ぐらいまでが多く、
上の表でもわかるように五か年永勤賞に該当する者は
五人に一人ぐらいである。

さらに罰則の規程をみると、第一二条に「左ニ掲ル



図 V-24 「秋繭仕入帳」(大正11年
森田豊家文書)

広がり、繭の生産が増加してきている。徐々に蚕室も専用のものがみられるようになっていった。

明治二〇年二月ごろに開始された玉川上水からの分水工事は明治二三年一月に完成し、熊川村民一同が規定を作り共有していた。現在の「ホテル幸楽園」の西側付近から取入れたその用水堀には六か所の水車場が設けられ、その内の一つが熊川七二三番地、即ち森田製糸所の永世所有となっていた。水車場の水輪際へ水溜箱をおき、水車が回転するごとに水が汲み上げられる装置になっていた。熊川分水が動力用と同時に製糸用にも利用されていたのである。今みると用水堀の幅も一メートル二〇センチ内外の狭さであり、これだけの水量で動力がまかなわれたのかと危ぶまれるが、初期には生糸の揚げ返し機の動力であったという。当然それまでの多くは座繰も揚げしも人力であった。片倉時代になってからのことではあるが、熊川分水の水は、工場用の深井戸から汲み上げた水と混合し、三段の水槽から滝のように流下させ太陽光線に曝し、硬水を軟水に変えて使用していたという。蒸気機関はあってもまだ煮繭用ボイラーとしてであった。

大正三年(一九一四)発行の『西多摩郡勢一斑』によれば、森田製糸工場の蒸気機関(汽機)は二つで一六馬力、水力二馬力となっていて、もはや動力の中心は蒸気機関となっている。この大正の時点で福生村笹本八十次郎経営の笹本製糸は工員一四一名、機関一つで六馬力、森田治作の山八製糸は一二〇人で八馬力の機関と三五馬力の水力が利用されていると記録されている(三五馬力は三五馬力の誤りと思われる)。

明治三五年に森田製糸所はさらに拡張され、四〇〇

人取とした。四〇〇人以上の者が働く工場は当時この近辺では巨大工場の中に数えられるものであった。当然設備も整えられたであろう。多分動力が蒸気機関となったのもこのときであろう。それにより以後年々の生糸生産高は四万五〇〇〇斤（二七トン）に達するようになった。『西多摩郡勢一班』により大正二年度の蚕糸類および真綿の生産統計をみると、福生村の生糸生産高は一万六〇〇〇貫（約六〇トン）、熊川村一万五三五〇貫（五七・五六トン）で西多摩郡第三位の西多摩村（羽村市）は二七六〇貫（一〇・三五トン）と大差がついている。福生・熊川村は製糸の村であったといえる。『郡勢一班』には西多摩郡三二の全町村名が上げられ（福生・熊川組合村をはじめ五つの組合村を含む）生糸のほかに副産物的な玉糸、熨斗糸、生皮苧、屑物などそれぞれ若干あるが、西多摩郡の生糸生産の合計は四万〇七六〇貫（一五二・八五トン）であり、金額で二〇一万九九一六円である。福生・熊川では三万一千三五〇貫（一七・五六トン）で何と七六・九パーセントを生産していたことになる。なお、この統計にのっている生糸を生産している工場は福生村に一つ、熊川村に三つ、西多摩村に二つ、調布村（青梅市）一、草花村（秋川市）一の八工場しかのっていない。当時の羽村には三つあったはずである。檜原村や奥多摩方面の小さな村々も生糸の生産額が記してあるので、製糸工場で生産したものばかりでなく、各養蚕農家が座繰でとった生糸も含まれていることになる。だから工場の一つしかない福生が一万六〇〇〇貫の生産をあげ、三つの工場、とりわけ森田製糸のような大工場を持つ熊川が一万三三五〇貫の生産額であったことから判断できるであろう。

一方、繭の生産額をみると大正二年度の福生村は春夏秋蚕あわせ約二七〇戸で一万〇八〇〇斗（貫とも大体同じ）で四万五二六〇円、熊川村は一二四戸で六二六〇斗、二万五〇四〇円で両村合わせ桑園は春蚕用のみしか記録はないのではっきりしない。ただし大正一四年の桑園は両村合わせて二五三町歩ほどである。春蚕の掃立戸数と夏秋蚕の掃

立戸数は一戸しか差がない。これに対し西多摩村の春蚕は掃立戸数三五〇戸で一万九二五〇斗の生産をあげ、桑園は三四〇町歩である。夏秋蚕は四五〇戸が掃立て、一万三五〇〇斗、春夏秋蚕の繭生産高は三万二七五〇斗で一万九七五〇円となって西多摩郡全体の収繭高二三万一七一三斗の一四・一パーセントを一村であげている。同様に桑園の面積では春蚕用で一八・九パーセントに達し、福生・熊川村の製糸業に対し、西多摩村は養蚕業の村であったといえる。西多摩村について繭生産額の高い村は、霞村（青梅市）の二万一五七〇斗、瀬戸岡村（秋川市）の一万九二四〇斗、東秋留村（秋川市）の一万八三二一斗、檜原村の一万五二〇〇斗、調布村（青梅市）の一万三一二斗とつづくが、福生村は七位で一万〇八〇〇斗、石畑村（瑞穂町）の一万〇一一〇斗、以下西秋留村（秋川市）、吉野村、成木村（青梅市）などがある。

なお大正一四年（一九二五）度の西多摩郡下町村の春蚕収繭額および夏秋蚕収繭額は表V—8のとおりであり、村別の生産順位は大した変化はない。瀬戸岡村は多西村に含まれる。大正二年度に七位の福生村は一つ上っている。『西多摩郡勢一班』の統計では収量の単位が量目の斗で表示されていて、春蚕収繭高の西多摩郡総計は一三万七七二九斗（一斗は約四キログラムに相当するものとして換算すると約五五一トン）、夏秋蚕繭は九万三九八八斗（約三七六トン）である。一方、大正一四年度の表V—8では春繭は二三万八六二〇貫（約八九五トン）、夏秋蚕の総計は二五万五五三三貫（約九五八トン）となって約二倍の生産高となっている。特に夏秋蚕の増加は二・五五倍といちじるしい普及発展をとげたことがわかる。

ときにより大正期にも好景気あり、また繭価の暴落に遇うこともあったが、一般農家ではなお養蚕収入に頼るよりほかにより手段は見出せなかった。農村青年が都会に憧れて出ていったのもこの時期が多かった。

表 V-8 大正 14 年度西多摩郡町村別収繭額と桑園面積

(繭単位・貫, 桑園・反)

町 村 名	春蚕収繭額	夏秋蚕収繭額	合 計	順位	桑園反別
青 梅 町	761貫	1,299貫	2,060貫	27	19.6反
五 日 市 //	7,916	9,145	17,061	12	75.6
箱根ヶ崎村	4,391	7,242	11,633	19	82.6
石 畑 //	4,860	8,047	12,907	15	79.4
殿ヶ谷 //	3,056	4,269	7,325	23	51.7
長 岡 //	3,575	6,334	9,909	20	58.3
福 生 //	9,489	14,616	24,105	6	166.3
熊 川 //	5,327	6,995	12,322	18	86.6
西多摩 //	25,826	30,636	56,462	1	359.4
多 西 //	19,312	19,067	38,379	3	185.0
東秋留 //	17,241	17,360	34,601	4	189.8
西秋留 //	12,106	9,267	21,373	8	118.8
平 井 //	9,824	8,448	18,272	11	104.3
増 戸 //	9,536	8,812	18,348	10	86.0
大久野 //	8,460	8,245	16,705	13	83.0
戸 倉 //	3,124	2,681	5,805	26	27.0
小 宮 //	3,764	3,067	6,831	24	39.4
檜 原 //	12,656	9,937	22,593	7	139.3
霞 //	22,188	24,901	47,089	2	283.9
小曾木 //	6,228	6,395	12,623	17	61.6
成 木 //	7,844	5,890	13,734	14	75.8
調 布 //	13,050	13,420	26,470	5	134.0
吉 野 //	8,543	12,237	20,780	9	82.4
三 田 //	3,512	4,911	8,423	22	42.1
古 里 //	2,592	3,612	6,204	25	31.2
氷 川 //	5,002	4,290	9,292	21	56.6
小河内 //	8,437	4,410	12,847	16	90.8
計	238,620	255,533	494,153		2,809.3

(「西多摩郡蚕糸業奨励方針」大正 15 年西多摩郡農会編)

合計数字に若干の違いがあったので筆者が訂正した

桑園の畝歩以下は4捨5入した



図 V-25 繭の搬入風景（森田製糸中庭）（森田豊家蔵）

森田製糸工場 生繭の買入先は出買と内買に分け、いくつかの記録簿がある。大正五年六月の春繭出買は二人の繭買入先 買付人の合計が七四七三貫（約二八トン）で三万九一七三元、平均単価は一貫当り（三・七五キログラム）五円二九銭となっている。内買は本店工場内において買付けたものであろうし、福生近辺の養蚕農家が持参するか、引取りに出向いて、本店が取扱ったものといえる。出買の方面は明確ではないが、多少他県へも出向いた様子が見える。

大正一〇年度の春繭出買は六六六一貫（約二五トン）で六万二六四八円、平均単価は九円四〇銭。内買は九五七三貫（三五・九トン）で八万三二二八円、平均単価は八円六九銭と記録されている。この帳簿だけがすべての買入高かどうか、またその年度の夏秋蚕繭の買入れも当然あったはずであるが記録簿は見当らない。

大正一四年度のメモでは、秋繭三〇〇〇貫（約一トンあまり）二万五三〇〇円、平均単価八円四五銭。晩秋蚕繭は三六〇〇貫（一三・五トン）で三万三四八〇円、単価九円三〇銭。計六六〇〇貫、五万八八三〇円とある。

当時の繭買入れについては、生産者は少しでも値のよいところへ売ろうとし、製糸家はその逆に少しでも安く買おうとして、たがいに競い合った。しかし、生産者の方が買いたたかれるなど、不安の様子が各地の聞き取りなどでわかる。

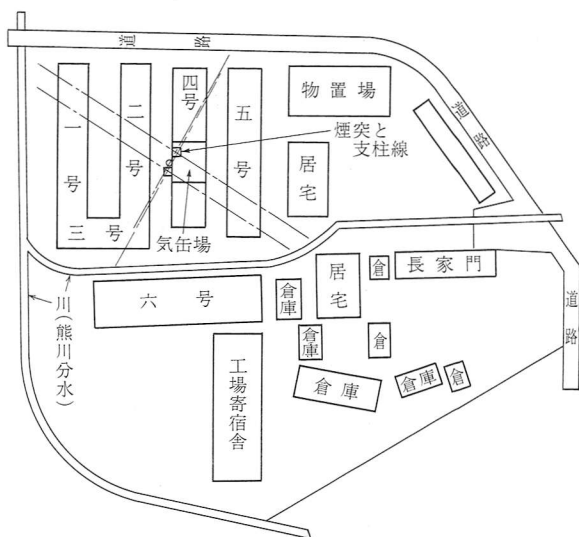


図 V-26 明治期の森田製糸工場配置図

(図の上方の道路は旧道で、戦後その道をはさんで土地を買収、拡張された敷地には寄宿舍、社宅などが建てられた)
(森田豊家文書)

を報告しあい、たえず繭買入れの進退かけ引きをおこない、ときには製糸家の不買協定により値下りを待つことすらあったとされている。

昭和初期のことではあるが、森田製糸所は旧道に沿ってあり道路も狭かった。繭の出荷期には、そこに荷車や牛馬での運送、ワクをつけたトラックが早朝からつめかけてきて、交通整理までおこなったという。近辺の砂川(立川

個々の養蚕農家は、繭価や糸価の市況に疎いし、生繭は一〇日もすると孵化してしまい、繭としての商品価値を失うのでいつまでも粘ってはいられない。そういった弱点をにぎられているし、糸価の少しの値下がりやを大きく吹聴したりして安値をつけた。相手の顔色を伺いながら値を付けたともいう。

器械製糸により生産力が大きくなると、近隣のみでなく他の地方へも進出していく。原料繭の確保もさることながら少しでも安い地方へ出向いたわけである。仲買人が庭先を回り少量ずつでも買集めた。製糸家から派遣される繭買入人は、あらかじめ安く仕入れるための講習を受け、話術も研ぎ、組織的に統制されていることが多かったという。暗号電報でその地方の繭価

第2節 森田製糸工場の盛衰

表 V-9 大正13年度郡・市別春繭取引別数量 (単位・貫)

取引別 郡市別	坪取引	見本取引	総荷取引	仲買人販売	計	前年度
八王子市	7,323	17,540	300	9,920	35,083	57,833
北豊島郡	1,377	7,353	508	14,203	23,441	17,056
西多摩〃	17,843	152,651	4,040	20,283	194,817	179,546
南多摩〃	6,650	34,114	1,611	10,525	52,900	81,196
北多摩〃	112,116	101,178	7,823	82,765	312,877	364,146
総計	145,309	312,836	14,282	137,696	619,118	699,777

(『東京都蚕糸業史』により作成)

表 V-10 大正13年度生繭主要集散地における繭送り先 (単・位貫)

生産地		繭送り先						
本府計	他府県	本府	埼玉	神奈川	山梨	長野	その他	合計
574,636	44,482	302,211	21,819	1,862	65,377	224,827	3,022	619,118
92.8%	7.2	48.8	3.5	0.3	10.6	36.3	0.5	100

(『東京都蚕糸業史』により作成)

市)・府中・五日市や奥多摩方面などからもきたが、期日的には府中が早く、奥多摩方面の出荷は遅かったという。山間部は気温の低い関係であろうと思われる。大正一三年度の郡市別春繭取引数量を『東京都蚕糸業史』によってみると表V-9、10のとおりである。

取引方法の内、西多摩郡では見本取引が大部分であるのに対し、北多摩郡では坪取引と見本取引が半々であり、特に中神村や小金井村などは坪取引が大部分であった。

坪取引とか坪買というのは、現地に繭を買付に出て、養蚕農家の庭先で直接取引をすることであり、古来からの方法ともいえる。見本取引は見本繭を一か所に持ち寄り、信用ある製糸家を呼び、繭の品位を肉眼鑑定により三等級ぐらいに分け、値段を協定したり、競争入札などで取引するものであった。坪取引より一歩進んだものとはいえ、買入側の談合などの入り込むおそれは十分にあった。

長野の片倉製糸では大正三年ごろには特約正量取引が中心となっていて、さすがであったと思わせる。それは、片倉側と養蚕組合側が契約を結び、片倉側で製造した一代交配種の蚕種を責任配布し、産繭の取引を保証し、飼育上の技術指導もおこなった。繭が出荷されたとき、公設の繭検定所で品質検定がなされ、等級が付され、ときの標準価格にあわせて繭価が決定されるというまったく革新的な方法であった。ここには仲買人の入る余地はなく、中間商人の利潤は排除され、その分相手の利益にもなり、養蚕農家も自家の繭がその品質に応じ、安心して取引されたのであった。店買い、坪取引、入札、仲買人などを通じる従来の繭取引方法は、養蚕業の発展、養蚕組合の結成などにより公正な信用取引、正量検査取引、特約取引へと改正されていったのである。

『東京都蚕糸業史』の郡市別春繭取引別数量表は各市町村別統計の郡の合計欄のみあげたものであるが、大正二年の町村別で繭取引のもっとも多かったのは、熊川村の五万八四七二貫（約二一九トン）、二位八王子市の五万七八三三貫（二一七トン）、三位立川町の四万七一〇一貫（一七六トン）、四位府中町四万六〇七六貫（一七二トン）、五位中神村四万三三六六貫（約一六二トン）、六位西多摩村三万六九一九貫（約一三八トン）とつづいている。大正一三年度では一位が西多摩村の六万六五〇〇貫（約二四九トン）、二位中神村五万〇八四五貫（約一九〇トン）、三位立川町四万四一六七貫（約一六五トン）、四位に熊川村の四万二九五九貫（約一六一トン）、五位府中町、六位八王子市となつて年度によりかなり取引量の変化があることがわかる。福生村はこの表にあげられている四七市町村のうちでは大正一二年九五〇〇貫（三五・六トン）で一位、大正一三年度では一万三〇〇〇貫（約四八・八トン）で一位となっている。取引量の多い町村は熊川村・西多摩村・中神村など大製糸工場のあった地域であり、また仲買商の活躍した地域であったといえよう。

「生繭主要集散地における繭送り先」の表は『東京都蚕糸業史』の表をもとに作成したもののだが、生産地の本府計の欄は、実際一一の市町村名と、その他の町村の合計である。また二行目の他府県というのは、その一一市町村、その他の町村が他府県から買入れた生繭の数量である。

東京府で生産した繭の約半分弱が地元で生糸原料として消費されるが、残りは他県に出荷され、特に長野県へは三六・三パーセントと多い。これは多分片倉製糸の全国ネットによる、特約組合制度に関係があるように思われる。

森田製糸工場 森田製糸所の大正三年度営業成績について見てみたい。森田家資料の中から営業報告書の下書と思
の営業成績 われるものではあるが、その年度の概要を知ることができると思う。

会計報告書

収 入

一金五十一万五千五百四十六円也 糸千七十二個

八百四十円××

一金八千五百七十六円也

きびそ
生皮芋代

一金参千八百七十円也

屑代

計金五十二万七千九百九十二円也

支 出

一金四十三万八千八百円也

春繭・新繭買入金

一金三万九千五百九十二円也

工男工女給料

一金壹万四千五百七十二円也

石炭二百五屯

一金壹万九千五百円也

工男工女六百五十人
一人一日十銭ノ割十ヶ月分食料

一金四百五十円也

火災保険

一金貳千貳百八拾六円七十銭

營業稅所得稅

一金三千二百十六円也

生糸荷造運搬費

一金七千七百三十三円十九銭

売込口銭

一金五百三十六円也

油紙代

一金壹万二千三百四十三円廿銭

利子

(繭代金ニ対スル百二十日間利子日歩二銭二厘ノ割)

生糸 (九貫目ニ対シ)

繭価 五百四十円 (生糸九貫目ニ対シ六ヲ掛ル)

工賃 三十六円 (生糸百匁ニ対シ金四十銭ノ割)

石炭及食料 三十三円

諸費 五円

利子 十六円二十銭 (繭価五百四十円ニ対シ日数百二十日間日歩二銭五厘ノ割)

合計金六百三十円二十銭

之ヲ百斤ニ換算スルニ金千百三十四円三十六銭ト為ル

大正参年度別紙勘定書御報告申上候也

大正四年

森田退藏

この会計報告書を計算してみると収入五二万七九二円に対し、支出が五三万九〇二九円となって差引一万一〇三七円の赤字を出していることになる。繭価の最高値は明治四〇年を頂点とした。大正三年秋期に繭価が大暴落している。繭価の変動をうまく乗りきれば収入も大きい、逆の場合は大変なことになる。森田製糸ではこの年には失敗したことになる。

この会計報告書をみるかぎりかなり大ざっぱな感じを受ける。生糸運搬費の中に油紙費などは入らないのか。工女募集にかかわる費用などは、かなりかかっているのだが、その費用はどこに入っているのだろうか。生糸代も一括してしまっている、果して本当の売上額であるのか必ずしも明確ではない。いずれにせよ製糸業は繭価がその生糸原価の八割を占めていたとされている。普通一年分の原料繭を六月ごろに半分ほど買入れ、後は八、一〇月ごろに夏秋蚕の繭を買入れ、乾燥して保管する。繭の買値はその時期の糸価を目安にして決めるわけだが、製糸中に糸価が下がるとたちまち採算が合わなくなってしまう。もちろんその逆もあったはずである。大正三年秋に発生した繭価の暴落は森田製糸工場の報告書にみられるような損失をもたらしたものと思われる。

金融機関と生糸取引先
繭の買入れには何万円と多額の資金を要した。今でいえば億の単位であろう。こうした中で製糸業者は金融機関を大切なものとした。繭を買入れるとすぐにそれを担保にして銀行から融資を受けようとしたのである。

一例をあげれば、「大正十年（二五三）春生繭五千貫目、右ハ大正十年六月十四日付拙者振出為替手形金貳万円エノ

仕払担保トシテ貴行へ差入申候処実正也、該品ハ森田製糸工場ニ於テ目下乾燥中ニ付、仕揚次第千乾ノ量目ニ相改メ御渡申ベク候(略)。第三十六銀行御中」というような証書が残されている。

一方繭生産者側からは前借の要求もあり、製糸業者はそうした農家への要求に答えて、金融の役割も果していたのであった。これについては「收購前約売渡契約書」などの資料があげられよう。その内容を略記すると次のようである。

一金百九拾五円也

この資金を一同連帯責任により、各自総收購の約五分の一を売渡すことを前約束する。各人の掃立紙数、総收購高の予想、蚕種の種類、手付金、氏名^⑨を連名にて記入。売渡し一貫目に凡そ参円宛て受取る。残繭は全部引渡しと同時に時価で売買する。上簇より四日以内に通知をし、他の製糸場や商人には見本としても売らない。約束違反のときは手付金の二倍を返す。もし養蚕が失敗のときは手付金に一割五分の利子をつけ連帯責任をもって還付する。

こういった契約書をかわして資金の融通を受けていたのである。

福生市域周辺の金融機関の設立はほぼ明治三〇年前後に集中している。明治一五年(一八八二)の青梅銀行、二二年の多摩銀行(青梅市)、二九年の五日市銀行および多摩農業銀行(大神村(昭島市))、三〇年の五日市貯蓄銀行と、青梅商業銀行、三一年氷川銀行、三二年羽村銀行、三三年(一九〇〇)狭山商業銀行(瑞穂町)、多摩銀行二宮支店、成木銀行、拝島産業銀行などが相ついで設立され、製糸業の発達に対応しているのである。八王子地域では明治一年の第三六銀行を筆頭にして、明治時代一四行ほどの銀行があった。ここでは八王子を中心に集散する生糸、織物の商人、仲買人、織物業者への融資が主力と思われる。昭島市域では明治三〇年前後に開業の西川、神山、中村、同伸社、小



図 V-27 森田浪吉座像

池、博信社などの製糸工場との関係が深いとみられる。成木銀行や氷川銀行などは材木商関係であろうか。また銀行経営の内容からみるとこの期に資本金の増資がおこなわれているところが多かったのである。また羽村銀行福生支店が開設されたのは明治四一年のことであった。しかしながら何といっても森田製糸は輸出生糸を生産していた大工場であり、横浜正金銀行との取引は頻繁であった。これは明治一二年設立の貿易金融専門の特殊銀行で国立銀行条例によるもので、資本金三〇〇万円の内一〇〇万円は国庫から支出されていた。貿易金融の円滑化を図り、外国為替業務も担当してきた。今は東京銀行が引継いでいる。

森田製糸所資料のうち、生糸取引に関するものは大変多い。来信した文書がすべて残っているとはかぎらず、資料整理台帳から拾った数であるがおよその目安にはなると思う。明治末年までは横浜生糸相場の連絡とか相場表などが、吉田三造、水上英一、田島屋久三郎、井上商店などからきている。明治四一、二年度では井上商店のものが多かった。

明治四一年ごろから原合名会社に取り引の中心が移ったものとみえ、これとの通信が増加する。原合名会社は武州児玉郡出身の原善三郎により、開港後間もなく横浜に店を開き、生糸売込問屋として名声を上げた横浜最古参の業者であった。通信資料の内容は、生糸の着荷案内、為替尻入金案内、市況、売上計算書類、入金通知、勘定書、仕切書、生糸品位検定証、斤量調査表、割引計算書、蔵入案内書、電報など各種だが、大部分は生糸取引に直接関係するものである。

原合名会社の明治四三年度三九通、四四年度六一通、四五年度二四通、



表



裏

図 V-28 第5回内国勸業博 記念メダル
(明治 36年 2等賞)

大正元年度五三通、二年度四〇通であり、このころより神栄株式会社名のものが増加してきている。やはり取引先の変更であろう。神栄のものは、大正二年（一九一三）度四八通、三年度八八通、四年度一六四通、五年度七七通、六年度三八通などである。その後昭和初期までは原と神栄が並んでいる。また大正期には笹本豊次郎、山田商店、若尾商店、阿部商店などの仕切書や市況案内なども目につく。

若尾商店は明治九年の創業であり、甲州島田糸の売込で大成功を収め、やがて甲州財閥の一人となり、太平洋戦争後の農地改革では三〇〇ヘクタールの農地を解放した。この小作人は二三〇人に達したという大地主であった。若尾商店といっても単に平凡なお店ではない。井上商店も明治三九年には合資会社になっているほどである。明治初期においては、これらの生糸売込問屋は生糸売買と同時に、横浜にきた荷主の宿泊もさせていたという。お得意様をつかみ、そのサービスでもあった。そして明治一二年ごろからは資金の融通をおこなうようになってきた。横浜正金銀行はこれら売込問屋の取引代金を決済する森田製糸所にとっても重要な金融機関であったのである。

森田父子の事蹟 と工場の終焉

森田製糸所をおこした森田浪吉は弘化二年（一八四五）に生まれ、明治三八年（一九二五）没している。その間のことは「事蹟調査」にあるように、多摩川沿岸製糸業の発展は森田製糸工場が模範となるところが多かった。四〇〇人取、生糸年産二七トンというまでの工場は本地方屈指のものであったわけである。明治一八年には千葉県主催の共進会に生糸を出品し五等に、一九年の一府六県八王子繭生糸織物品評会では一等に入賞した。また二三年の内国勸業博覧会、二七年の米国コロン

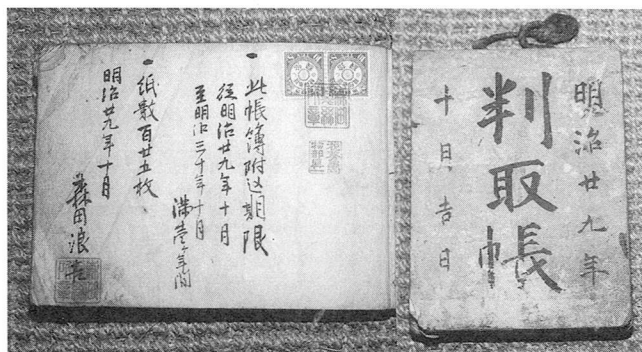


図 V-29 森田浪吉の「判取帳」(明治29年)

ブス博覧会などにも出品し、褒状、賞牌を受けている。あげればまさにその入賞は多数である。

明治三十六年(一九〇三)には上水社より日頃の功勞に對し金杯を贈られている。浪吉はまた明治一〇年に熊川村の戸長に就任しており、明治二二年には福生村熊川村組合村助役にもなっている。玉川上水から分水を熊川村に通し、水車、飲用、製糸用に給水した功績も大きい。

森田退蔵は慶応二年(一八六六)生まれで、埼玉県入間郡久下戸村の奥貫五平次家より浪吉の養子に入った。明治二一年に大学を卒業していた。当時としては数少ないエリートの一人であった。明治三〇年からは連続ではないが、五期間通算一四年にわたり、福生村熊川村組合村長を歴任した。府會議員にも選任され、東京府農工銀行頭取という要職にもついている。地方政財界のトップリーダーであった。これも退蔵の力があずかって大きく、共進会などでの入賞はめざましかった。明治三九年には勲七等に叙せられ、青色桐葉章を授与されている。府下蚕糸業の改良発展に貢献したことを認められたものである。

明治四〇年大日本蚕糸会東京支会商議員。そのころから東京府地方の種繭審査会委員にもなっている。さらに大正四年、蚕糸同業組合中央会設置については、発起人総代であり、東京府の代表として指導性を発揮している。この組織は全国的なものであり、蚕糸業同業組合連合会の中から製糸業二、蚕種業六、蚕糸業六、養蚕業一の計一五連合会代表と、蚕糸同業組合よりは製糸業一五、

蚕種業一六、蚕糸業四、繭糸業一、貿易商一、蚕種冷蔵業一の合計三八同業組合、総計五三の全国代表から成るものであった。「蚕糸類の海外貿易ノ發展其ノ他蚕糸業ノ利益増進ヲ図ルヲ目的トス」としており、大正三年の生糸価格暴落に対処するものであった。これには役員など農商務大臣の認可を要するなど、政府の糸価暴落による製糸業者救済のための政策が含まれていたわけである。大正三年三月の帝国蚕糸株式会社の設立にも森田退蔵は、東京代表として参加している。

大戦時の激しい生糸相場の変動は好景気に湧きたった。各養蚕農家も蚕室を改築、新築したり、桑園には多額の金肥を投入し、養蚕業の拡大を図ったわけである。それが大正九年（一九二〇）一転して生糸繭価の暴落となった。さらに大正一二年の関東大震災。昭和二年（一九二七）の金融恐慌。一九二九―三二年の世界的恐慌へとつづき、養蚕農家も製糸家も大打撃を受け、破産するものが続出した。とりわけ製糸業は大きな資金を要するものであったから、これの破産は養蚕農家へも深刻な影響をもたらした。

福生地区でも昭和初期に相ついで製糸所は閉鎖となり、森田製糸所もその例外ではなかった。経営の改善を図るため昭和二年五月、組織を改め、資本金二〇万円の森田製糸株式会社としたが、その直後、六月二七日振出しの四〇万円の手形が不渡りとなってしまった。その利子を含め、四六万七千余円のためついに破産してしまったのである。債権者は八王子の第三六銀行頭取安田善四郎であった。昭和三年六月、第三六銀行との係争問題のため、工場を無期閉鎖する旨の決議が、そのときの取締役社長で退蔵の息子である俠助によっておこなわれた。こうして明治初期から浪吉、退蔵、俠助と三代に渡った森田製糸所は終焉を告げたのであった。奥多摩方面の山林や拝島付近の畑地などは競売されることになった。約四五ヘクタールの山林と何万本もの立木、約七〇アールの畑地がいくらになったかは知る

ところでないが、結果として森田製糸株式会社は昭和四年七月、第三六銀行の手に移ったのである。それと同時に社名も「多摩製糸株式会社」と改称され、一月片倉製糸の姉妹会社として委任経営となり、資本金五〇万円に増資された。

なお現在「ホテル幸楽園」となっているところは、森田製糸の全盛時代に造られた別荘で、池泉回遊式の庭園には玉川上水の水が取り入れられ、今も清冽な流れがある。分水堀に沿った位置に養蚕の神である蚕影山神社が祀られており、毎年二月中旬に神官を迎えての祭礼があるという。

大正五年六月の「金蚕祠命名碑」もあり、東京府知事井上友一によるものであることがわかる。神前の灯籠は近辺の製糸業者による奉献である。森田家の墓地は福生院にあるが、その墓誌からも製糸業経営の業績を偲ぶことができる。よう。

なお、本来ならば福生村の明治一八年（一八八五）創業の笹本製糸や、二三年創業の山八製糸、山周製糸などについても述べなければならないところであったが、何分にも資料不足のため残念ながら割愛せざるを得なかった。

第三節 玉川社合同組合

玉川社合同組合

横浜開港後の明治初期には、まだわが国の製糸方法も多くは座繰によるものであり、各養蚕農家が自分の家で製糸していたようなものである。だからその戸数は大変多かった。それらを即座師、仲買人が買集め、横浜の生糸問屋に売込んでいた。自家生産糸や買付糸を直接持込む者もあり、その荷主は千差万別であつ

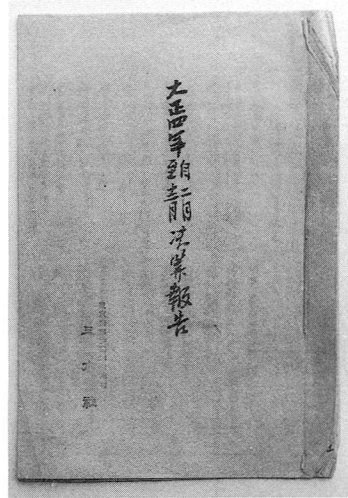


図 V-30 大正 4 年上水社決算
報告 (森田豊家文書)

たわけである。八王子の鏈水商人のように、めざましい活躍をした者も少なくない。あるときは地元と横浜との生糸相場の差で巨額の利益を得ることもあればその逆もあり、盛衰は激しいものがあった。

時代を下って、大正期の生糸取引の単位は一〇〇〇斤（六〇〇キログラム）で、三〇釜（三〇人）程度の小工場では、最低一取引分の生産をあげるのに一か月から一か月半ほどかかったという。小口の出荷は手数料や運賃などにも不利であ

った。その上、生糸の等級別に荷造りすると小口化され、品質別出荷は困難となる。こんな点を生糸問屋につけこまれ、結局不利な安値、つまり買いたたかれることになっていった。

森田製糸所の「事蹟調査書」（明治四一年八月、福生村熊川村組合役場）によれば、「当時（明治一〇年代をさす）武相ニ於ケル製糸業ハ実ニ幼稚ニシテ同業者ハ僅ニ南多摩郡中野村萩原彦七一人トス」、「当時武相製糸ハ粗製乱造ニ流レ、其品位劣等ナルヲ慨嘆シ、製糸ノ改良ニ着手シ、上水社ヲ組織シ後進者ヲ誘導セリ、玉川沿岸製糸業ノ今日ノ如ク発達セシハ実ニ故人ノ功勞ナリト信ズ」と森田製糸所の創設者である森田浪吉について述べている。

これより前の明治二七年三月吉日付の「玉川社合同組合規約」なるものがある（『福生町誌』、および斉藤操家所蔵文書）。

この玉川社合同組合は明治三〇年代農商務省の全国製糸工場調査の一〇〇釜以上の座繰大工場は一五府県に一〇九

工場があるとしている。東京府では熊川村の玉川社が明治二九年に一〇〇釜とあり、南多摩郡の鶴見川村に鶴見川社、明治三三年一二〇〇釜と二社があげられているだけである。関東地方の県別工場数をあげてみると、群馬県九、茨城県二で栃木県にはない。神奈川県七、千葉県一、埼玉県一五の合計三六工場となっている。

座繰大工場の実態は玉川社でもわかるように、共同の揚返所とその下に組織された小規模の座繰工場で、工場主の住宅の一部で操業している一〇人内外のものが大部分とされている。玉川社の女工数の一工場平均は二三人であるから、まだ規模は大きかったのかも知れない。鶴見川社の方は一二〇〇釜と大変大きいので、共同揚返所による鶴見川社という組織の構成員数も多かったものと推察できる。

この玉川社合同組合の内容についてみると、その規約は一〇条から成り、事務所は熊川村七一二番地におかれ、改良座繰玉川社合同組合と称し、良質の繭を買入れ、工女も技術のよい者を選び、座繰箱には改良した器具を付け、生糸の光沢に注意をうがっている。

相場は従業員五〇〜一〇〇人を一組として設置する。ここではデニール調査を相場関係者の中から選ぶ。生糸の持寄日は月に六回、一と六の日の午前一〇時に持参する。デニール検査で不適当のものは、一回分残らず二等へ組入れることとする。生糸の荷造りは優等、一〜四等の五種に格付けすること。盗難などにあったときは一同で協議し処置すること。生糸の換金は量目別で荷為替を組むこと。売却単位は一〇〇〇斤売（六〇〇キログラム）とし、成行相場（なりゆき）で売却することなどが決められていた。

この玉川社合同組合の発起人は森田浪吉、森田周蔵、森田儀三郎、中村茂三郎、西川伊左衛門の五名となっている。ところがこの事務所の所在地は熊川の森田嶋蔵方であり、発起人となった家ではなかった。しかもその家は工女もわ

ずか一五人と平均より少ない小工場であった。

第一揚梓場は熊川村に設置され、工女七〇人の森田周蔵を筆頭に、最少五人の家も含む計八名の組合員が参加している。第二揚梓場は北多摩郡三ツ木村（武蔵村山市）におかれたが、石畑村（瑞穂町）からも組合員が名を出している。第三揚梓場は中神村（昭島市）にあり三人が加盟。第四揚梓場は調布村下長淵（青梅市）におかれ、二人が加盟していた。

発起人の筆頭にあった森田製糸の森田浪吉は、この揚場のどこにも名前を出してはいない。すでに明治一三年（一八八〇）一二〇人取、明治二三年には二〇〇人取の器械製糸工場となっており、座繰製糸ではなく、また本人が揚返場を工場内に持っていたから参加の必要はなかった。設立発起人になってはいるが、顧問的存在としてアドバイスのために、請われて名を出したのではないかと推測される。

昭島市の「博信社」も明治二九年に創立された「玉川社合同組合」に類似の座繰製糸業者の団体であることがわかる（『昭島市史』）。「地方有志者結合シ、改良製糸ヲ製造シ、一定ノ束装荷造ヲナシ合同販売ヲナスヲ目的」とあり、五か年に限定し、工女数により揚場の建築費を負担し、総員四七名で六三六円の出資をなしている。大部分が一〇円未満であったという。さきの農商務省の調査にのらなかったのは一〇〇釜以下であったからであろうし、こうした一〇〇釜以下の合同組合がまだほかにあったものと思われる。

この玉川社合同組合の一番元になったのは片倉製糸の前身である開明社ではあるまいか。この開明社は明治一二年に長野県の諏訪地方に設立され、満期五年ずつの期間であったが、解散されることなく延長されつつ大発展を遂げ、明治四〇年までつづいた。そして全国製糸業界の模範となったものである。開明社は、昭島市の博信社が工女の人数

割で揚場の費用負担や出資をしているのに対し、釜数に応じて出資額を定めていた。共同荷造、共同出荷販売、製糸開始期日、製糸方法、工場管理、賃金、施設、あるいはまた原料繭の共同購入や資金の共同借入れなど、共同と統制とが含まれていた。製品の検査や共同揚返、荷口の均一化などは玉川社合同組合ともまったく同じである。

何といっても小工場が輸出向け生糸売込問屋に少しでも有利な条件を得ようとするには、共同化により荷口の均一化、大口取引化する以外になかった。

片倉の開明社が明治一二年にできたのに対し、玉川社合同組合は明治二七年と一五年も出遅れている。そのことは、福生地域でも器械製糸工場が増加し、わが国全体からみてもこの頃に、製糸紡績業を中心とする軽工業部門の第一次産業革命がほぼ達成されたのに、依然として残存した多数の小座繰製糸業者の、不利な条件克服の最後の抵抗といえるものであった。

明治三三年（一九〇〇）二月、「器械製糸同業組合規約認可願」が熊川村の森田退蔵、森田八重次郎、福

みると、

「第一条、当組合ハ器械製糸営業者ヲ以テ組織ス」とあり、器械製糸の同業組合で、座繰のそれではない。組合名は「玉川上水社」であり、西多摩郡全域と北多摩郡拝島村を地区として、森田製糸工場に事務所をおいた。

目的は良質な生糸の製造、販路の拡張、輸出の増加である。そのためこの組合の製糸はデニールを均正し、一定多量の製造をおこなう。揚棒は六角で一周一メートル半と定め、一総は約一〇匁、二総を一捻とし、三〇捻を一括と定めている。

これはまさに輸向の生糸梱包の単位を一定にすることである。即ち一俵が六〇キログラムになるよう荷造りをおこない、布袋につめ、さらにブック製の袋に入れて一〇俵（六〇〇キログラム）を一荷口とするのであった。ここで少し生糸の梱包について触れておくと、まず小枠に挽取られた生糸を取扱いの便宜のために大枠に揚返す。これが再繰といわれるもので、取りはずして一繰^{かぜ}の目方が六九グラムの重さになるようにする。繰は縄をよったような形にひねり上げて束ねる。だから一繰のことを一捻^{ひねり}ともいう。よく用いられる一デニールとは長さ四五〇メートルの重さが〇・〇五グラムの生糸を計る単位のこと、普通の繭の一本は大体二、三デニール前後なので、六、七本合わせて一本の太さの糸にするから一二デニールから二一デニールのものとなる。輸出するのに太さがバラバラでは困るので、その太さ（デニール）を均正しようと決めているのである。いちいちデニールといわず、一二デニールの生糸を中心とするとき、一二中^{なか}と呼び、一四中は一四デニール中心の生糸のことで、生糸の品質分けの呼び方として〇〇中と略称していた。

玉川上水社では、一社の利益を棄て、つとめて公益を計るため、生糸の光沢の撰定、デニールの撰定、その他をして同一の商標を付して輸出に向けたものであった。このように組合の組織を通じ大製糸家や輸出問屋と対等有利な関係を得ようとしたのであった。それは器械製糸となり、生産規模は大小の差はあるが、目的とするところはまったく同じといってよかった。

表紙に「東京府西多摩郡熊川村 上水社」というゴム印を押した「大正四年自二月至十二月決算報告」が森田製糸工場の資料として保管されている。以下それについて考察すると、大正四年（一九一五）度一年間の取引としてはきわめて小さな取引としかみえない。さきに触れたように森田製糸工場一社のみで大正四年度受信の郵便物は一六四通であ

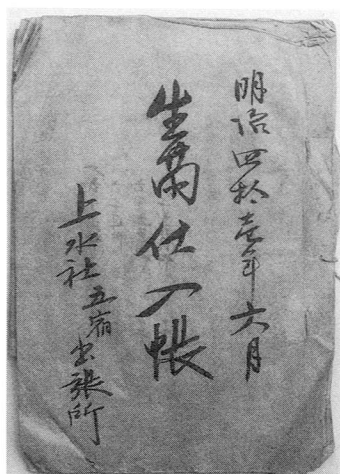


図 V-31 上水社「生南仕入帳」
(明治41年)(森田豊家
文書)

り、為替通知書とか入金通知などをみると一回の金額は数千円、ときには万円単位であるのだから、この決算報告にみる上水社の一年分にも相当することになってしまう。

明治三十六年(一九〇三)九月から三十七年五月に至る二〇枚一連の武州上水社器械生糸仕切書綴があるが、それをまとめると表V-11のようになる。取扱店は森田浪吉自らの横浜市本町三丁目森田浪吉商店となっており、武州上水社とは森田製糸のことであることがわかる。売先はそれぞれ異なっている。品名は全武州上水社器械生糸である。ただし四通のみ生皮^{きび}芋^そ、デニール系、抜糸ガラ下糸というのが含まれているが金額上はわずかで副産物にすぎない。仕切書には売先、品名、此總括^{くわく}数、皆掛和、内和(帯、結)、正味和、単価、代金、内金手数料、売込経費、車力賃などが差引かれ残金の合計額が記され二銭の収入印紙も貼られている。生糸生産の中心となる六〇八月の綴りが無いのは残念であるが、森田製糸の明治三十六年の生糸出荷の概要がつかめるように思われる。これとの比較において、大正四年度

の上水社決算報告書にみる上水社は、森田製糸の武州上水社と異なるものと判断される。

摘要欄に上水社に加盟する各工場の内訳が記されており、⑤の生糸は八五個一〇括で四三〇円である。そしてその後に出金の経費内容が銀行掛、梱費、保険積立金等々が書かれている。各社は⑤などのように記号で書かれているので何という名の工場であるか不明である。

①製糸所生糸一三六個、六三五円 今製糸所生糸一一一個

表 V-11 全武州上水社器械生糸仕切書 (森田豊家文書)

日 付	売 先	括 数	正 味	差引代金
			斤	円 銭
36. 9. 10	原直売部	199	733.49	8,120.57
9. 14	山野商店	生皮苧	223.72	338.89
9. 19	英一番館	285	1,069.55	11,630.39
9. 30	"	274	1,071.43	11,598.65
10. 14	94 番館	282	1,091.19	11,597.20
10. 22	"	268	1,015.94	10,497.03
10. 31	95 "	270	1,024.57	10,485.41
11. 2	乙 90 "	54	202.92	2,071.59
11. 9	206 "	150	565.31	5,813.09
11. 9	甲 90 "	105	395.28	4,006.24
12. 11	"	生皮苧	433.67	583.60
37. 1. 16	英 3 "	134	500.94	4,867.37
2. 27	264 "	409	1,566.64	14,953.06
2. 29	同伸合資会社	540	2,048.24	18,439.66
3. 2	和	デニール糸	3 ² 280 ^匁	132.25
3. 3	95 番館	22	83.70	796.66
3. 22	"	199	733.12	6,852.72
4. 1	和	1	3.44	29.82
4. 12	"	抜糸ガラ下糸	12.00	103.20
5. 31	"	"	10.50	88.72
(計)			12,785.65 (+3 ² 280 ^匁)	123,006.72

七括、五五五円 ②製糸所一一七個、五四〇円 ⑦製糸所一二〇個六括、四七七円 ⑧製糸所八五個九括、四〇〇円などである。(㊦)①㊦㊦㊦㊦の六社の記号は「器械製糸同業者組合の規約認可願」を出した代表五名とは違う者と思われるが、よくわからない。器械製糸であるのなら生産力も高く、各製糸所はそれぞれ主要部分は個別に取引をおこない、端数か何かの分を共同出荷したのではないかと推測するがどのようなものであろうか。

この大正四年度上水社の決算は二七円あまりの赤字であるが、本来組合そのものが利益を上げるのではなく、個人の組合加入者が組合活動を通じて利益を上げるといった目的に沿ったものと

第3節 玉川社合同組合

表 V-12 上水社決算報告 (大正4年自2月一—12月)

収入		
	円 銭 厘	
3,037.00		生糸 655 個 10 括ニ対スル入金
215.75		特別割戻未入金前後期 2 口
7.03		利息
7.50		買入油紙 110 枚代金
31.37.2		大正 3 年度繰越預り金
計 3,298.65.2		
支出		
	円 銭 厘	
12.20.5		大正 3 年度繰越金
7.03		利息
794.15		銀行掛
1,751.81.4		梱費 但⑦運賃除キ油紙付加算
130.60		生糸 653 個保険積立金
114.25	前期	特別積立金⑦春糸ハ持戻自己扱ニ付無加入
101.50	後期	〃
358.27.5		社費給料報酬金割 但 1 個割 (5461)
17.64		口止糸
24.36		木炭油紙破包紙 (本店払) (37153)
9.50		油紙①分外不戻分 (14489)
2.27		⑦社掛り
2.30.5		⑦本店払分
計 3,325.89.9		
差引 27.24.7 不足		

考えられる。仮に一工場がごく少量の端数の生糸を残した場合、小口扱いとなり、輸出上不利な扱いを受けることは先に述べたとおりである。

ややまぎらわしいので整理すると、小規模な座繰製糸業者が共同の揚返所を設けた「玉川社合同組合」と、器械製

糸同業者組合の「玉川上水社」があったこと。ただその決算報告書の額が大変少額なことへの疑問。そして森田浪吉の森田製糸が明治三〇年代、生糸輸出に際しては「武州上水社」の名称を使っており、また公式の府県統計書に上水社という名称が初出するのは明治二二年からで、上水社拝島製糸場、上水社中神製糸場と出てくる。玉川上水社は明治二六年に出るが連続しない。前記の府知事への認可願提出より七年も早いので、この名称の使い方は複雑といえる。

第四節 高崎治平と養蚕業

高崎治平の事蹟 高崎治平についてはすでに神明社の西側に、昭和十一年二月造立の頌徳碑があり、またその際発行された「高崎治平翁経歴」書がある。さらに『福生物語』（並木嶋雄）にも詳しい。いまそれらを参

考にしながら、高崎治平の事蹟にふれてみたい。

安政二年福生村一七八番地に生まれ、幼時に生母を失ったため継母に育てられ、金子村の法師半次郎や横田甫介につき修学したという。横田とは、「上洛日記」などを残した八王子千人隊萩原兼三郎組頭横田穂之助のことである。

一八歳で父につき製茶業などおこなった。明治一〇年代すでに述べてきたように養蚕は生糸輸出の増加にともなうて全国的に発展をみせているが、なおその飼育法などについては旧態依然としたものであった。

明治一七、八年頃は秩父事件や武相困民党事件にみられるように、大変な不況期にあった。農民のこのような貧困の打開は、養蚕業の振興しかないと考えた高崎は、養蚕業の先進地である福島・群馬・長野などの各地を視察し、その地方の進んだ技術を取入れようとしている。羽村の指田茂十郎や下田伊左衛門などの先覚者も、この期に視察に出ており、同道したこともあった。

いま明治一七年（一八八四）六月の「朝野新聞」を見ると、「群馬県の養蚕法は熱度飼、温度飼、清涼飼の三種なるが、平坦地方の熱度飼は掃立後日数凡三〇日内外にて本月一日頃宿族し、温度飼は掃立後三五〇四〇日にて本月七日前後を



図 V-32 高崎治平翁
(高崎弥太郎家蔵)

以て宿族せり。清涼飼は掃立後四〇日乃至四五〇六日にて宿族し目下熟蚕の盛期なり。今年は養蚕期中氣候殊に冷度に過ぎたれば、養蚕者は専ら火力を用いしもの多し。其の成繭の収額は概して八〇九分なるべしと言う」とある。この新聞記事にみるように、蚕と温度とは深い関係にあり、高温にすると早く上族させることができた。ここでいう熱度飼は一般に温暖育といわれるものであろう。養蚕に寒暖計は必要なものとなり、この温暖育は全国的には明治一〇〜二〇年代が隆盛期であったが、高崎などは福生地域の春蚕に対し、清涼育と温暖育の折衷育を試みたのである。群馬県島村の田島弥平から学ぶところが大きかった。しかし新しい方法がただちに成功するようなものではなかったようである。またこの明治二〇年代は夏秋蚕の勃興期でもあった。それまでは蚕といえば春蚕のみであった。春蚕のみではいかに大きくしようとしても労働力、蚕室、桑などに限度がある。秋蚕は繭質が粗悪で、生糸にしても真の光沢がなく、ふしも多く品質が悪い。したがって値段が安いといわれていた。しかし製糸家とすれば、多少そういう点はあるにしても、一度に年間に使用する原料繭を買入れなくてもよいし、分割購入は資金運用の面でも便利であった。養蚕農民としても労力や施設の面では好都合のはずである。

一方これに見合うような蚕種の改良も当然必要になってくる。高崎などは福生に「共盛組」という組織を作り、その組長となって蚕種製造について研究を重ねたのである。

高崎治平の福寿館では春蚕種に小石丸、又昔の二種。秋蚕種として青熟、多摩錦の二種であった。清寿館の清水茂吉、豊寿館の笹本半左衛門、八巻善七も共盛組員として高崎同様に蚕業の改良と蚕種製造に着手している。高



図 V-33 桑畑と高崎治平（高崎弥太郎家蔵）

崎以外の品種では春蚕種に中巢、白玉、改良又昔などがあり、秋蚕種に大腹丸があった。高崎は自家製造の新しい蚕種を、希望者に無料配布して試験飼育させ、良好の成績を収めて蚕種製造に自信をつけていたのである。共盛組を結成して三年後には蚕種製造家二三戸、年産三万枚以上に達し、福生蚕種として好評を博したという。これらは風穴秋蚕種といわれ、なるべく温度の変化のない土蔵などに保存し、翌年一月ごろ主として長野県小諸市の浅間山麓にある風穴や富士山麓の鳴沢風穴なども利用した。これら地下の風穴は夏冬ほとんど気温の変化はなく、掃立の二週間ほど前になると電報を打ち、必要量を送り返してもらい、養蚕農家に販売したものである。大正七年（一九一八）ごろより冷蔵庫ができて大変便利になった。福生のほか青梅・立川・町田などにこの蚕種貯蔵用水庫が設置されたが、これも高崎の力が大きい。

なお大正一三年度蚕種一万枚以上の製造者は全国で四一四名であり、そのうち東京府では第一位が東京蚕種合名会社（昭島市）であるが、第二位は高崎治平で二万八八三八枚、全国順位でも六五位に入っていた。

明治一八年福生の字河原の多摩川沿岸の荒地を開き桑苗を試植した。すでに砂川（立川市）や国分寺、小平などでは明治一〇年頃から桑苗の生産が一層盛んになってきており各地に出荷していた。それらの新品種を購入してきたものであろう。予想以上の成育をみたので有志を勧誘して、開墾規約を設け、その後数十町歩（ヘクタール）の桑園が

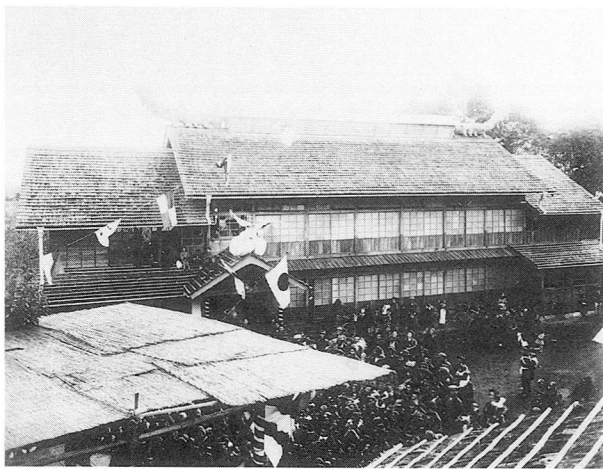


図 V-34 成進社高崎蚕業講習所

(大正期、同所でマユの品評会を開く。切妻屋根に巨大なカイコ、玄関にマユから出た蛾が飾られている。)(高崎弥太郎家蔵)

造成されたという。まことに偉業というべきである。

さきにあげた『桑都日記続編』の桑の項に「凡そ桑の種類は多品」として男桑、女桑、苞桑、山桑、阿勢美桑、度度女桑など合計一四種類の名をあげている。江戸時代後期にはすでにこのようにいろいろなものがあつたわけで、

「市平、魯桑、十文字桑は極めて晩桑也」などと記されている。花を生じ実を結ぶもの、早桑など多岐にわたる。

『秋川市蚕糸業史』には明治期のものに御所撰、甘樂桑、改良十文字、一ノ瀬、改良ねずみ返し、その他の主要品種を解説している。江戸時代の十文字桑は晩桑だったが、その中から早生のものを国分寺の坂本某が発見し、砂川村の浅見某が和助十文字として売り出し、明治四五年に砂川村桑苗出荷組合が改良十文字と命名したものという。こうして奨励品種として全国的に有名になったのである。

明治二〇年には羽村の下田伊左衛門、秋川の瀬戸岡為一郎などとともに西多摩郡東部蚕糸業組合を組織している。この事務所は羽村の川崎、宗禅寺におかれていた。

また、明治二〇年には私立微粒子病検査法伝習所を羽村に設けたのに際し、進んでその検査法を研究修得している。微粒子

病が江戸後期ヨーロッパに蔓延したことはすでに述べたが、私費で顕微鏡を購入し、検査に当たったり、他人にも貸与して検査法を普及しようともしている。当時としては、かなり高価なものであったに違いない。

蚕が微粒子の病原体に侵され感染すると、その蚕卵からかえった蚕は発病し黒くなって死んでしまう。これの予防はさし当り蚕種に病気がないものを選ぶのが先決であった。産卵後の母蛾を乾燥してすりつぶし、顕微鏡でみると、微粒子病の胞子が六〇〇倍ぐらいのものでよく見えたという。明治一九年に府立蚕種検査所が開設されているが、明治二年には、西多摩郡東部私立微粒子病検査法伝習所が羽村・東秋留・福生に次々と開設され、生徒を募集して検査法の普及を図っている。もちろん福生では高崎治平がその中心であったことはいうまでもない。

梓製蚕種わづせいの種紙に、平付けのものは八〇蛾ほど蛾梓わづせいに入れて産卵させ、もう一つは二八個の蛾輪に番号を付して産卵させた。検査に出す蛾も蛾輪の番号と同じなので、どの蛾に病気があったかすぐ判定できるようになった。種紙にはすべて、化性、品種、記号、番号、製造年月日、製造業者住所氏名が書かれている。不合格のものはただちに焼却処分され、疑いのあるものは再検査された。

こうして大正初年には平付蚕種はほとんど姿を消し、梓製のものが中心となった。昭和四年（一九三三）の蚕糸業法改正により普通蚕種は平付けとバラ種に限定されると、以後はバラ種が多くなっていくが、夏秋蚕種は人工孵化のため平付けであった。すべての普通蚕種がバラ種となったのは昭和一六年の企業整備統合以降である。バラ種とはパラフィンかんを塗った用紙に産卵させ、水の中に入れてかき落とし、集めて乾燥させたもので、孵化のときは木梓かんに穴紙や寒かん冷紗れいしやでできた箱に入れた。そして孵化後に養蚕家に配送したのである。

その間にも西多摩郡農工品評会幹事長、審査員、委員長、或は福生村の村会議員などにも選任されている。また折

をみては他県の養蚕先進地の視察に出かけたり、各地で開催される繭や蚕糸の品評会に出品し、毎年のように多数の入賞を得ているのである。

明治二三年（一八七〇）西多摩村に創設された下田伊左衛門を社長とする蚕業改良進歩のための成進社には幹事長として東奔西走、よく正副社長を補佐したり、会計をも担当している。成進社については『羽村町史』などにくわしいが、最盛時には八〇〇〇人あまりの社員を擁し、温暖育を中心にこの地方の養蚕技術の普及改良に努めたのであった。

即ち、（一）一般養蚕農家への技術指導（二）指導者、技術者の養成（三）繭繭の自主検査による品質および生産性の向上（四）優良蚕種の製造販売（五）繭、生糸、蚕種の共進会開催などを事業内容としていた。

指導者、技術者には学科が課せられ、葉樹栽培法、養蚕業論、顕微鏡使用法、土壌学、動物学および植物学、葉樹害虫論、そのほか養蚕に関する諸々の講義がおこなわれている。

明治四一年成進社は西多摩村の下田蚕業講習所、郷地村（昭島市）の紅林、大神村（同）の石川、福生の高崎蚕業講習所とそれぞれ四つに分かれた。高崎はそれらを経ながら成進社の副社長、大正一五年には社長となって、文字どおりこの地方の養蚕業の発展に大きく貢献したのであった。

明治三三年九月、下田とともに発起人となり、大日本蚕糸会西多摩郡支会を設立し、明治三九年には東京支会の評議員に挙げられ、全国的な組織の一員となっていく。ときには自ら開いた蚕業講習生の中から優秀な者を選び、学資を出して他の講習所に入所させたりしてい

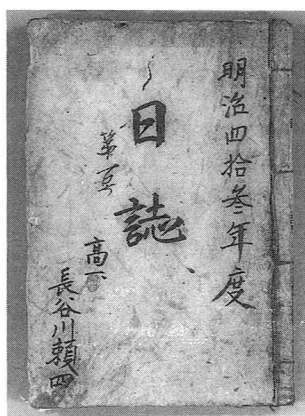


図 V-35 「明治43年度日誌」（高橋與十家文書）

る。

明治三七、八年の日露戦役記念として、福生村志茂の水田八反歩に栽桑を試みている。水田の少ない地域であるから、水田をつぶして桑を植えるなど不思議に思えるようなことだが、福生の水田は水利がよくないこともあり、米価と繭価の比較において養蚕の方が有利と考えられたからである。こうして福生の桑園面積も拡大の一途をたどった。

水田の桑園化はこの頃長野県あたりでもおこっている。旧来の桑の樹が老朽化し、樹勢の衰えから桑葉の収量や養分に欠けた荒廃桑園が多くみられるようになってきていた。

また、明治四〇年頃から全国的な趨勢として夏秋蚕の収繭量が春蚕のそれを上まわるようになってきていた。夏秋蚕用の桑園も必要となり、こうして養蚕の盛んな地域では水田の桑園化が大正、昭和初年まで進められたのである。水田がほんのわずかしかない羽村でもそうであった。

一方人家の近くの桑園は蠶蛆病きようそのおそれがあった。それはカイコのウジバエが卵を生みつけた桑を食った蚕が病気になるもので、恐れられた蚕病の一つでもあった。特に原種蚕種業者はこのため深い関心があり、これら蚕病の予防には特段の注意が払われた。個人のみ注意しても効果はなく、地域全体の問題として対策を考えないわけにはいかなかった。

明治三七年には蚕病消毒器の購入、そして村内に二か所蒸気消毒所を設けて、一般養蚕家の養蚕具消毒を奨励普及させ、燃料や薬品代を補給している。羽村などでは養蚕家が共同して製糸工場の近くに施設をつくり、ボイラーの蒸気を買って蚕具を消毒している。福生では燃料代を補給しているところを見ると、独立したものであったと思われる。

多摩川も蚕具洗いにはよく利用された。蚕の掃立期が近くなると、車に蚕カゴやタテジ（差段のワク）、縄網、その他の蚕道具を積んでいて川で洗った。そのまま川原の石の上に並べてよく干し、夕方取入れた。初秋蚕、晩秋蚕などの頃は、雑巾で拭く程度であったとされる。しかし蚕病が流行した年は、念入りに洗ったり消毒したことは当然であった。

明治四一年（一九〇八）にはときの小学校長と語り、福生青年夜学会に養蚕科を設け、学理の概要を授くとある。この年に福生地区にできた成進社の高崎蚕業講習所と関係がある。そして高崎自身がその講師となったものと推測される。羽村では下田蚕業講習所で下田が教授しているのである。また、この年それまでの養蚕はコノメや蚕籠（ケークコカゴ）の上に蚕筵を敷いていたが、これを蚕座紙使用法に改めようと普及を図った。多分先進地でおこなわれていたものを取り入れたのであろう。このため除沙（シリアゲ）の作業が能率的になったことはいうまでもない。ただし『福生市の民俗 生業 諸職』（『福生市文化財調査報告12』）には「蚕座紙も大正中頃に出て来た」とあるので急には普及しなかったようである。

明治四三年一二月、高崎のこれまでの功績に対し、緑綬褒賞が授与された。これは善行や事業をとおして社会に尽くした人に対し、政府が与える緑色のリボンのついた記章である。養蚕関係はいうに及ばず、しばしば小学校への備品購入費の寄付、三陸海岸羅災者への見舞金、日清、日露戦争従軍家族扶助、代田橋架設費、日本赤十字社関係、小学校新築費の寄付など、受賞後もなおこうした善行はつづき、社会に貢献したのである。

大正一〇年（一九二一）関西地方を視察した高崎は、そこで蚕種の人工孵化法の研究を見て早速これを府下に導入した。これがこの地方での最初であった。それまでの蚕種の孵化は長い間天然にまかせてきたが、明治期には催青箱に入れ、

ランプなどの熱を利用したものもあった。蚕種屋は掃立前に催青室に入れてかなり大量に催青、孵化させたものを養蚕家に配送するようになる。わが国での人工孵化法の研究は、明治末期より国立試験場などで進められていたが、大正五年ごろから冷蔵浸酸法というのが発表されて全国に普及していったものという。

人工孵化は一五パーセントの塩酸液に蚕卵を五、六分間浸し、その後すぐにきれいに水洗いして塩酸分を除き、風通しのよい日陰で乾燥させる方法である。これにより確実に同時期に掃立が可能になった。大正一一年人工孵化法が実施され、もはやほとんどがこの方法をとるようになっていった。大正一四年以後「蚕友」という月刊誌を高崎本人が著作兼発行人となって、蚕業の啓蒙に努めていたこともわかる。明治三十一年の福生信用組合設立と、組合長として三十余年終始一貫組合事業の発展にも尽くしたわけだが、この項は六編四章に述べるところである。

高崎治平は昭和一二年（一九二七）二月一六日世を去った。「自彊院興産治徳居士」の葬儀は村民葬によりとりおこなわれた。

農繁期休業 高橋興十家文書の中に明治四三年（一九一〇）小学校高等科一年生の頼四（よし）がつけた日記がある。これは後と養蚕日記に、大正一三年度東京府の繭生産で第一〇位、五二〇貫（約二・〇八トン）の記録をあげた高橋頼四

で、当時は長谷川姓であった。すでに福生小学校に一五日間の養蚕農繁期休業のあったことがわかる。昭和一〇年代まで、養蚕を中心とする農繁期には、多くの小学校にこれほど長くはなかったが、半日または全日休業が一週間ぐらいとられていて、家族総がかりで養蚕に当たったのであった。

日記は毎日つけられているが、四月一九日から養蚕関係の記事が開始める。その日すすはらいがおこなわれ、蚕室の片付けをした、とある。昔の農家はいろりで火を燃やし、煮炊きや暖をとった。よい薪ばかりでないので煤すすもひど



図 V-36 春蚕の桑くれ（昭和47年 森田半七家蔵）

かった。年の暮も当然おこなうが、蚕の掃立前は年中行事のように必ずすはらいがなされ、蚕室の準備がおこなわれる。すでに高橋家には専用の蚕室があったわけである。四月二三日には^{むしろ}筵や網洗いがおこなわれ、二四日に蚕室の掃除、目張りがおこなわれた。温暖育のため蚕室を目張りして密閉し、木炭によるか、^{まいしん}埋薪法という蚕室内の炉で薪を使う方法や、蚕火鉢や練炭コンロを用いる場合もあった。いずれにせよこうした温暖育が普及したのは、明治中期の成進社などの教育が大きいと思う。

「五月二日、今日は蚕が出る。ハルちゃんが出来たり、嘉七さんが来たりして急ににぎやかになった」と書いている。

蚕の掃立と同時に、ヤゼットといわれる養蚕の手伝人が雇われているところを見ると、大きな養蚕家であることがわかる。まして大眠以後、蚕が大きくなったり、上簇時や繭かき時には、女衆や子供まで多くの人手を要したことであろう。

五月二九日（日）私は朝から桑もぎをし通しでありました。そして今日は蚕休みの一日を送り、午後一〇時にお茶を飲みて楽しく休みました。今夜はハレー彗星が見えて、段々西の方にはいりました。

六月二日 朝から桑もぎをして五時に朝桑を食^{くら}ひ、その桑運びをして又、桑もぎをして、午後の七時五十分の時に湯に入り、大勢だから早く洗って出て、虎屋に行き酒一升を持ち帰りて、おかんをつけてから桑運

びをし、夕飯を食べて九時十分頃から又桑運びをして、十時四五分の時に居宅に帰り、一一時半の時に蚕休みの第五日目を送り通しました。

春蚕は桑園から桑を枝ごと桑切り鎌で切って束ね、それを車に積んで家に運び、桑こきとか桑もぎといった枝から葉をおとす。多分桑コキ機を使っていたと思われるが、小学生も一人前の仕事として早朝から夜半まで手伝っている。なお秋蚕の桑は畑で一枚一枚葉を摘みとるのである。桑を貯蔵しておく場所が「桑場」で、臨時に物置の土間などに藁を敷いて設けたり、機屋^{はた}などを利用した。縁の下に地下室を設けた家もあった。クワクレ（給桑）も手伝うが、この少年は桑場から桑を籠につめて蚕室に桑運びをしている。これも蚕室が大きいと一人では運びきれないほどの忙しさであった。まして二階建の蚕室では階段の上りが大変だった。こんなとき、もし桑が不足するようなことがあると一大事である。桑市で買うか、あまりそうな家へ無心に行かねばならなかった。そして結局高い値の桑を買う破目に陥るのである。

五月二日の掃立から一か月たっているので、間もなく上蔭期に入る。一番たくさん桑を食う時期である。一齢から三齢ぐらいまでの稚蚕期には、桑を細かく刻んで給桑するがそれ以後は丸葉のまま与える。まな板の上で包丁で刻んだ江戸時代から、養蚕の企業化した明治後半より、桑きり器械も使われて能率を高めていった。この日記には桑を刻んだことは記されていない。またおそらかなりの時間手伝ったと思われる、シリアゲ（除沙）のこともない。この仕事は桑くれのときに網をかけて桑をくれる。桑を食うために網の上に蚕がはい上る。桑が七割ほど食い切れた頃、蚕室の中で二台の給桑台をひろげ、二人一組になって蚕座を交互に移して蚕糞、蚕沙を取除き、縁側から庭に捨てる。この大きくなった蚕のたくさんっている蚕カゴをサシダンから引出し、また元に差込むのは重くて子どもでは無理



図 V-37 多摩製糸株式会社全景（昭和10年代）（丸山文男家蔵）

だが、網を移す作業は人手が足りなければ、当然のように手伝わされたものであった。

六月五日 今日雨の中をひき運び（蚕が上蔭直前すぎ通って桑を食わなくなる、これをヒキリと呼んだ）、その内、午前五時半頃から始めて、昼を食べる時に至る。数は五七枚で、午後の一時頃から始めて、あかりがつく七時頃迄九二枚に達せり。此れ等はみな我等一生けんめい働きたる（結果）なり。その日数はおよそ三拾五日間^ちに達せり。今日大そうや、とったのは「又昔」これが一番先、次は「小石丸」のこの二色でありました。今日は忙しい蚕休みの八日目を送り通しました。

梅雨時で上蔭中雨が降っていた。ヒキリは一斉に出るので急いで拾わないと天井などへ這い上ったり、糸をはき出し始めてしまう。蚕のない近所の女衆などを臨時にたのんで拾ってもらう。もっとも忙しい日でもある。蚕盆かキリダメに入れてやとい手のところまで運ぶ。やとい手はコノメにまぶしを拡げ、この中にヒキリを入れる。（この作業がやといである。）まだ多分島田蔭^{まぶし}であろうと思われる。冬の農閑期に、ワラを手折りで、その家の蚕の掃立量に応じて作っ

ておいたものである。たくさん掃立てる家では何千個ものまぶしが必要であった。ワラのない家では八王子や日野・府中などの水田の多い地方に、冬の間に買付けに行くという苦勞も含まれていた。島田まぶしは一回かぎりの使い捨てだったから、毎年まぶし作りをしなければならなかったのである。大正初期からはこの島田蒺も、まぶし折り器械が普及して割合簡単に作れるようになった。そしてさらに改良蒺である千頭蒺が普及するようになると何度でも使えるようになり、まぶし折りの必要性も次第に減っていった。戦後普及した回転蒺は、それまでの蒺を蒺かきの能率の上からも一変させる画期的なものであった。

六月九日 今日は朝からおだやかな上天気でありましたが、午後三時から南風になりました。自分の家では蒺かきの出がらが外に出ているので、すぐそばで火をむ(も)すのであぶないから、風をさけ、そしていもなどをうでました。それで今日蒺かきは一三人で三六〇、はかりに一三人の本蒺をかけると四九貫位ありました。

この日記では六月五日の上蒺、そして九日に蒺かきと、四日間で蒺かきのように思えるかも知れないがそうではない。約一週間ほど過ぎてからである。だから「六月五日は今日も雨の中ひき運び」で数日前から上蒺が始まっていたのである。

蒺かきの出がらというのは島田まぶしの蒺をかき取った後のワラくずのことで、大量に出るのを庭で焼いて片付けるのである。

こうして六月一二日に一五日間に及んだ農繁期休業が終わっている。

今日は家では、どんたくでありましたから、朝から遊びに行き家に帰りました。学校のしたくをして、ふるしきにつつみ、またトロに乗りに行き、楽しく一日を送り通しました。

ど、ん、た、くは仕事を休んでゆっくりすることで、忙しい蚕が片付き、骨休みをしたのである。これ以後の日記には養蚕の記事はなくなり普通日常生活の日記になっている。

なお『福生市の民俗 生業 諸職』に養蚕関係の記事が詳しく記録されている。

第五節 最大手片倉製糸の進出

片倉製糸の熊川進出と片倉の概要

終焉をつげた森田製糸所は片倉製糸の経営するところとなり寄宿舎はそのままでしたが、そのほかの工場施設は大部分が取りこわされ新築されていた。深井戸も掘られ、五馬力のモーターで揚水されるようになった。従業員は大部分そのままに、幹部経営陣はそっくり片倉製糸の社員と交代した。そして四緒九〇釜、五緒の製糸機一六〇釜により昭和五年（一九三〇）二月一日より操業を開始した。四緒とは一台で一度に四本の生糸が挽ける機械、九〇釜は九〇台のことと同じである。六年にはさらに五緒二四〇釜、八年には大増築をおこなっていたが、その年運悪く六月に火災により繭約二〇トンとともに工場施設の大部分を焼失してしまった。その後復興に全力をあげ、繰糸機は六条繰二二八釜となり、さらに昭和一〇年最新鋭の御法川式二〇条繰糸機二三〇釜を設置するにおよび業績は大いに躍進した。一台で二〇本の生糸が挽け、お湯は二〇〜三〇度の低温で、機械の回転スピードは遅いが、そのために糸のむらのない良質のものが生産できたのである。

昭和一二年、従業員三四八名、工場敷地五七七坪と記されている。

同年に始まった日中戦争、一三年にはアメリカでナイロンが発明され、輸出の激減から、また国内では食糧増産の



図 V-38 多摩製糸工場の繰糸作業（昭和10年代）
（丸山文男家蔵）

はすでに述べたところである。明治二八年には片倉組、三九年には片倉合名会社を創立している。大正九年（一九二〇）に片倉製糸紡績株式会社となり、東京に本社を移した。もうこのころには全国的に製糸業に関係する事業所のネットワークを拡げていたのである。

業績の一部を示すと表V-13のとおりである。

片倉製糸は明治三〇年代より原料繭の不足により、山梨・群馬・埼玉・東北、遠くは四国・九州まで進出し、購繭、

ための桑園の整理、労力不足などから養蚕業は衰退していくことになった。昭和一四年七月、日米通商条約廃棄の通告を受け、いままでアメリカに依存していた生糸輸出は途絶し、製糸業は決定的打撃を受けてしまった。

片倉製糸にとっても製糸業としての設備過剰が問題となっていた折ではあったが、片倉の姉妹工場であった多摩製糸株式会社は完全に片倉に合併していったのである。

製糸業界日本最大の片倉とはどのようなものであったのか。概要を述べておこう。

明治初期、長野県諏訪湖のほとり、川岸村にあった片倉家は小規模ながらも座繰製糸をはじめた。明治一一年（一八七六）には水車を動力とする洋式の製糸工場をおこし、垣外製糸場と呼び、共同出荷組合深沢社を組織、さらに共同揚返場を設け、共同荷造、共同販売をなす開明社を創設したこと

第5節 最大手片倉製糸の進出

表 V-13 片倉製糸の釜数と生糸生産高

年次		釜 数	生糸生産高
1878	明11	32	690斤
1890	＃23	208	17,038
1900	＃33	1,210	157,669
1910	＃43	4,247	840,194
1920	大 9	14,646	2,441,986
1930	昭 5	17,373	4,919,306
1937	＃12	15,922	7,694,280

(『片倉製糸 20 年誌』『同 30 年誌』より)

乾繭所を設けた。運賃、繭質の低下防止、工女募集、販売面などからも現地に進出することが有利と考えられた。まだ鉄道のない地域は駄馬などによる運送であり、梅雨時は乾燥技術が低かったので繭の損傷が大きかったといわれる。

こうして片倉製糸は益々拡大の一途をたどり、大正末期には工場の新設や合併をおこない、経営の多角化は鉱山、農場、紡績、セメント、醬油、米穀、肥料、製薬、商事、化学などと関連企業も多かった。

多摩地域に片倉の進出した最初は、明治三四年(一九〇一)一二月当時、南多摩郡小宮村(八王子市)の萩原彦七経営の工場を買収し、一六〇釜の八王子製糸所としたことに始まる。昭和四年(一九二九)の多摩製糸株式会社、五年の南多摩郡川口村(八王子市)の栽桑試験所新設、一七年の府是製糸株式会社(青梅市)の買収などである。

昭和一二年には国内の一府二四県に五八製糸工場、朝鮮地方にも四工場を経営するわが国最大の製糸会社となった。蚕種製造所一三、撚糸一、試験所三、事務所、出張所九、その中にはニューヨーク、上海、リヨン(フランス)と海外にまで発展していた。昭和五年にはスマトラ島(インドネシア)にチヨロップ片倉農園も経営を始めていた。関連会社一一、その他小出張所は数十か所に及ぶ。

昭和初期すでに片倉に関係する工場は、関東地方には多摩製糸(福生市)のほか、八王子製糸、同湘南分工場(藤沢市)、大宮製糸(大宮市)、石原製糸(熊谷市)、熊谷製糸(同)、東武製糸(埼玉県北埼玉郡)、富岡製糸(群馬県富岡町)



図 V-39 旧片倉自転車工場

など八つの製糸工場があった。

従業員三万八千余人。片倉一社で全国生糸生産高の一七パーセントを占め、生糸輸出高では一九パーセントを占めていたという。

多摩製糸から片倉シルクまで

昭和一八年八月、片倉製糸多摩工場は多摩航機製作所と改称され、立川航空廠の直轄協力工場として軍需産業へ

転換したのであった。航空機の部品である下げ翼を製作していた。大宮工場も同じく大宮航機製作所となった。

赤レンガ造り六角形の大煙突は、空襲の目標にならぬよう半分の高さにされた。戦後も自転車の車体メッキの際、ボイラー用に多少使用されていたものである。

製糸工場時代は大部分が女子工員であったが、この期に男子と入れかわり、男子中心となった。全国の片倉関連の工場から職種の異なる技術者の男子工員が配置転換されたのであった。通勤者と寄宿者はほぼ半々となっていた。

昭和二〇年五月には、陸軍管理工場に指定され、この工場に監督将校二名が常駐し、憲兵の巡回もたえずおこなわれていた。福生に憲兵隊の駐屯地があったためでもある。

終戦直前の八月一日、八王子市空襲の際にはこの多摩航機製作所もねらわれて、焼夷弾一〇発あまりが落とされた。しかし火を吹く焼夷弾を座布団ではさんで外に投げ出すなど、果敢な消火作業により大事に至らないで済んだ。その



図 V-40 片倉自転車工場内部

筋から感謝状を贈られたという。もし焼失していたら当然その後の片倉シルク号もなかったであろう。終戦直後の昭和二〇年一月、多摩航機製作所は民需産業に再転換することになり、翌二一年より自転車の生産を開始した。何しろ未経験の部門であり、苦心もあったが、従業員の努力で次第に品質、生産力も高まった。昭和二四年には三万三五四台を生産し、その内二八七三台は沖縄、台湾方面に輸出された。当時は物資不足の時代であり、三〇〇人未満の工場で優秀な成績をあげたものとして、通産省より業界のモデル工場に指定を受けるまでになったのである。宮田、大日本、ブリジストン、日米、フジ、ひかりなどが国六大自転車メーカーにつぐ域に達していたのである。

当時片倉シルク号自転車は七割方通産省の割当で販売され、残りは代理店経由販売であった。昭和二五年（一九五〇）に自転車の価格統制は廃止されたが、そのとき、優良車としての実績を持っていたので小売価格は上がったという。二五年九月現在、工作機械一六五台、年産能力四万二〇〇〇台、従業員一五二人とあり、片倉シルク号の名声は高まっていた。

シルク号の車体熔接技術は、戦後間もなくアメリカより導入した低温熔接といわれるものであった。普通九〇〇度ぐらいの高熱でおこなうが、これは七〇〇度ぐらいで熔接するもので、車体の熔接部分が堅牢になり、軽量のものが

できたという。また国産競輪用自転車は六〇パーセントが片倉製で、月産三〇〜四〇台の手作業に近い入念なものであった。一九五二年のヘルシンキオリンピック自転車競技に、日本選手が乗ったのはこれであった。この自転車につきイギリスから取引の打診もあったという。この頃の自転車業界は、ほとんど多くの下請工場で作った部品を集荷して組立てる、集荷生産方式をとっていた。もちろんシルク号もそうであった。

昭和二十七年には自転車に合わせ、リヤカー、オートバイも生産を始めた。一二五ccと二〇〇ccのオートバイは月産二〇〇台ほど、五〇ccのシルクセルベツトは月産八〇〇台ほどであった。一二五ccのものは、大口の納品先が東京電力などであったという。昭和三〇年一二月、多摩製作所から分離して、ここに片倉自転車工業株式会社を設立し生産に励んだが、オートバイの生産は三六年には中止されている。車種の好みの変化、専門の大メーカーとの対抗は何としても不利であり、片倉主脳陣の経営方針の変更などにも影響された。

その後シルク号の生産はつづいたものの業績はあまり芳しくなく、ついに昭和六二年、片倉自転車工業株式会社も解散し、「株式会社片倉シルク」となって八王子に移った。その後、片倉の子会社である「新明和」に合併し「片倉明和」と呼ばれて家具の製造をしているという。

熊川の跡地は「宇宙科学館」構想が東京多摩島嶼^{とうじよ}振興本部によって進められ、注目されているところである。